



モバイル接続料の検証について

令和8年4月20日
事 務 局

1	本年度に適用される接続料	・ ・ ・ ・	4
2	接続料の推移	・ ・ ・ ・	10
3	予測値の算定方法	・ ・ ・ ・	21
4	原価	・ ・ ・ ・	44
5	利潤	・ ・ ・ ・	84
6	需要	・ ・ ・ ・	98
7	その他	・ ・ ・ ・	111
	(参考資料)	・ ・ ・ ・	113

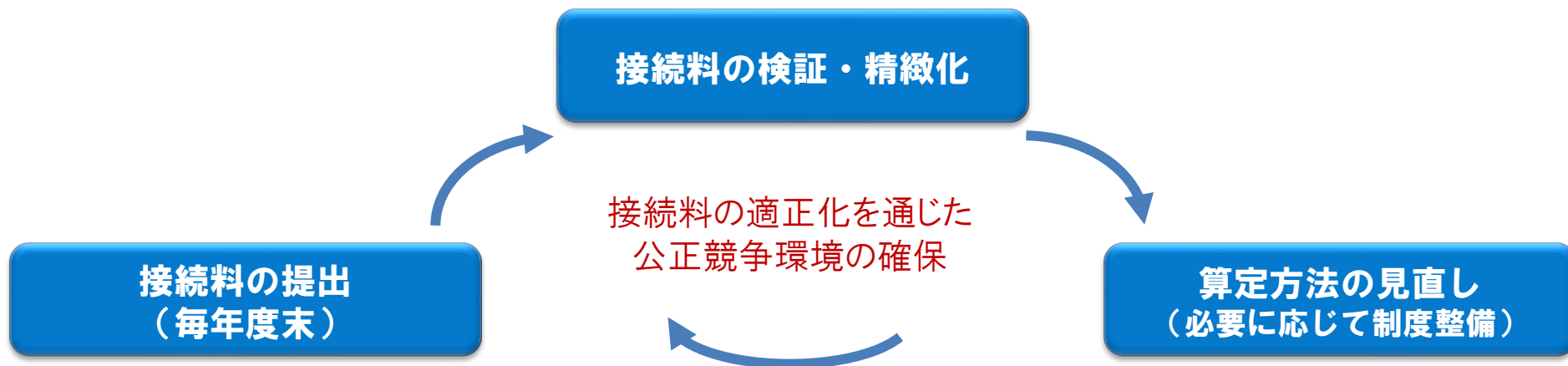
- ◆ 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの**」を超えてはならないとされ、その**設定対象機能（アンバンドル機能）**や**具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則・電気通信事業法施行規則等で規定**されている。
- ◆ 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証を実施し、書面で確認。検証結果に基づき、接続料の算定の精緻化の検討をすすめ、適正性の更なる向上につなげる。

【接続料の算定方法】

- 電気通信事業法：接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定している。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定するとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定している。

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

【接続料精緻化のサイクル】



(参考) 接続料の算定方法

原価

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」の費用に基づいて算定

設備管理運営費*

対象設備等に係る費用の額を基礎として算定

二種接続会計規則「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出

利潤

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の資産に基づいて算定

※各項目の算定に用いる額は二種接続会計「貸借対照表」の額を用いる

他人資本費用 = レートベース × 他人資本比率 × 他人資本利率

正味固定資産価額* + 繰延資産 + 投資その他の資産 + 貯蔵品 + 運転資本

二種接続会計「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価額を基礎として算定された額

繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定

設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（機能の提供から接続料収納までの平均的な日数 / 365日）

負債の額が負債資本合計の額に占める割合の実績値を基礎として算定

有利子負債（社債、借入金及びリース債務）に対する利率及び有利子負債以外の負債に対する利率相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したもの

有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定

当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値として総務大臣が別に告示する値

自己資本費用 = レートベース × 自己資本比率（1 - 他人資本比率） × 自己資本利率

期待自己資本利率の過去3年間（リスク（通常の予測を超えて発生し得る危険）の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利率に比して高い年度を除く。）の平均値を基礎とした合理的な値

リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利率 - リスクの低い金融商品の平均金利)

移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものと総務大臣が別に定める値又は1のいずれか低い方の値

利益対応税 = (自己資本費用 + レートベース × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債比率 × 利率相当率) × 利益対応税率

有利子負債以外の負債の額が負債の額に占める比率の実績値を基礎として算定

法人税、事業税及びその他所得に課せられる税の税率の合計を基礎として算定された値

需要*
(通信料等の実績値)

データ伝送交換機能の接続料の場合は、「回線容量」

※データ伝送交換機能において採用している「将来原価方式」では、設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要について、将来の合理的な予測を行うこととしている。

1. 本年度に適用される接続料

- ◆ 2025年度に届出のあった接続料は以下のとおり。
- ◆ 回線容量単位接続料及び回線数単位接続料について、費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2024年度の精算接続料は更なる見直し後の接続会計に基づき実績値を算出し、予測接続料を下回る場合に限り精算することとしている。

(1) データ伝送交換機能

①回線容量単位接続料

(10Mbps・月当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料] 2024年度 (参考)激変緩和措置適用前	12.8万円 13.3万円	10.8万円	9.4万円
[予測接続料] 2026年度	10.9万円	11.7万円	9.7万円
2027年度	10.1万円	10.9万円	9.6万円
2028年度	9.4万円	10.3万円	9.0万円

②回線数単位接続料

(1回線・月当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
[精算接続料] 2024年度 (参考)激変緩和措置適用前	63円 65円	67円	86円
[予測接続料] 2026年度	63円	59円	85円
2027年度	60円	57円	82円
2028年度	57円	55円	77円

③SIMカード枚数単位接続料

(1枚当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー・UQ	ソフトバンク・WCP
2025年度届出接続料	225円	161円	145円

- ◆ 2025年度に届出のあった接続料（2025年度接続料の精算に利用し、2026年度に暫定適用する接続料）は以下のとおり。
- ◆ 2025年度届出接続料は、2024年度接続会計における費用の額を基礎として算定。

(2) 音声伝送交換機能

(1秒当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2025年度届出接続料 (参考)3分当たり	0.043892円 7.90円	0.031333円 5.63円	0.045236円 8.14円

(3) SMS伝送交換機能

(1通信当たり)

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2025年度届出接続料	0.25967円	0.41043円	0.493314円

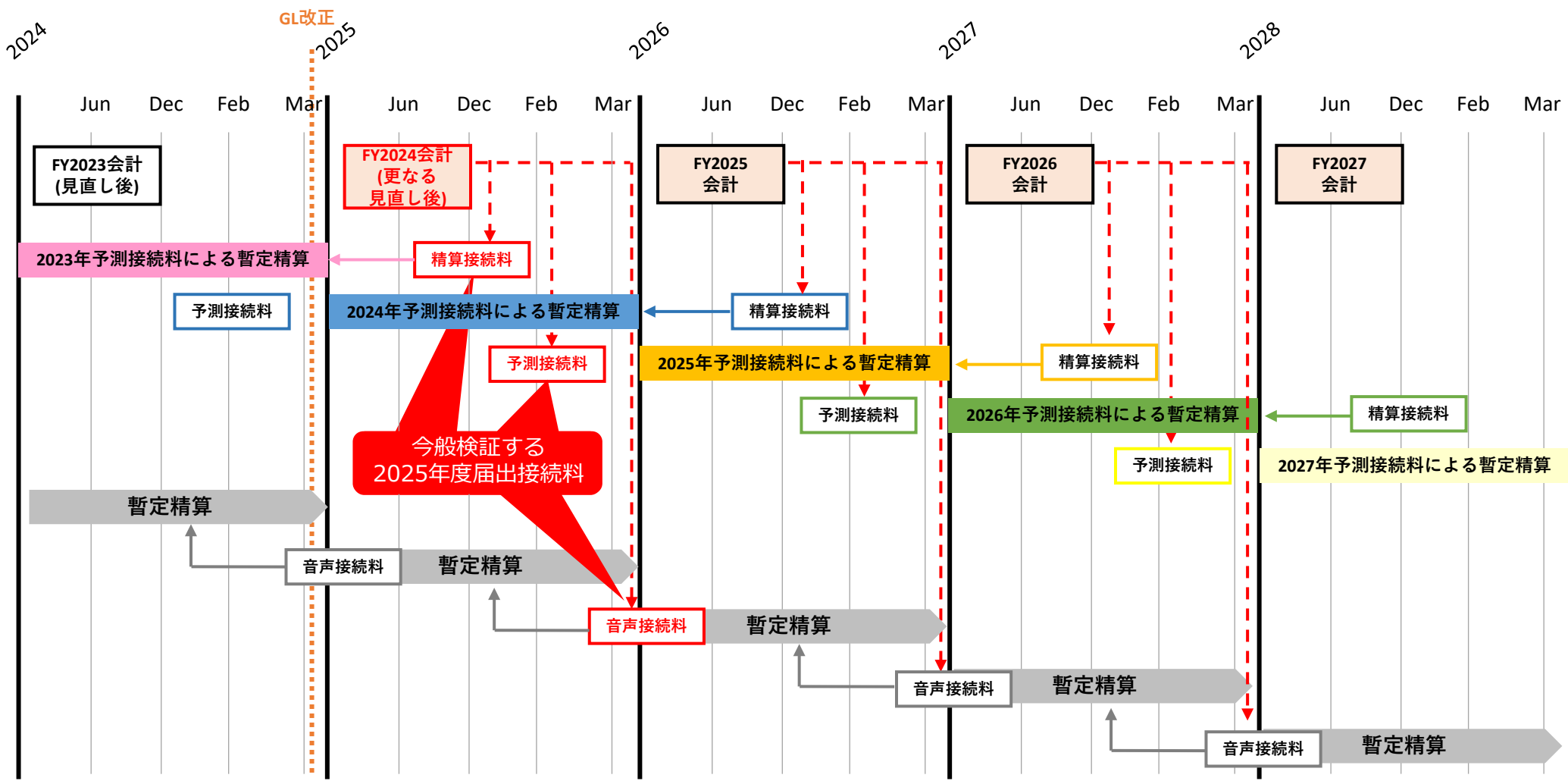
(参考) 衛星直接通信SMS接続料

- ◆ KDDI及び沖縄セルラーは2025年4月から衛星直接通信によるSMS送受信を開始し、NTTドコモ及びソフトバンクも提供開始を発表している。一部の事業者は、従来のSMS伝送交換機能接続料に加えて、衛星直接通信に対応したSMS接続料を接続約款に設定している。具体的な接続料は、現時点においては、従来のSMS伝送交換機能接続料と同額となっている。

	NTTドコモ	KDDI・沖縄セルラー	ソフトバンク
2025年度届出接続料	—	0.41043円	0.493314円

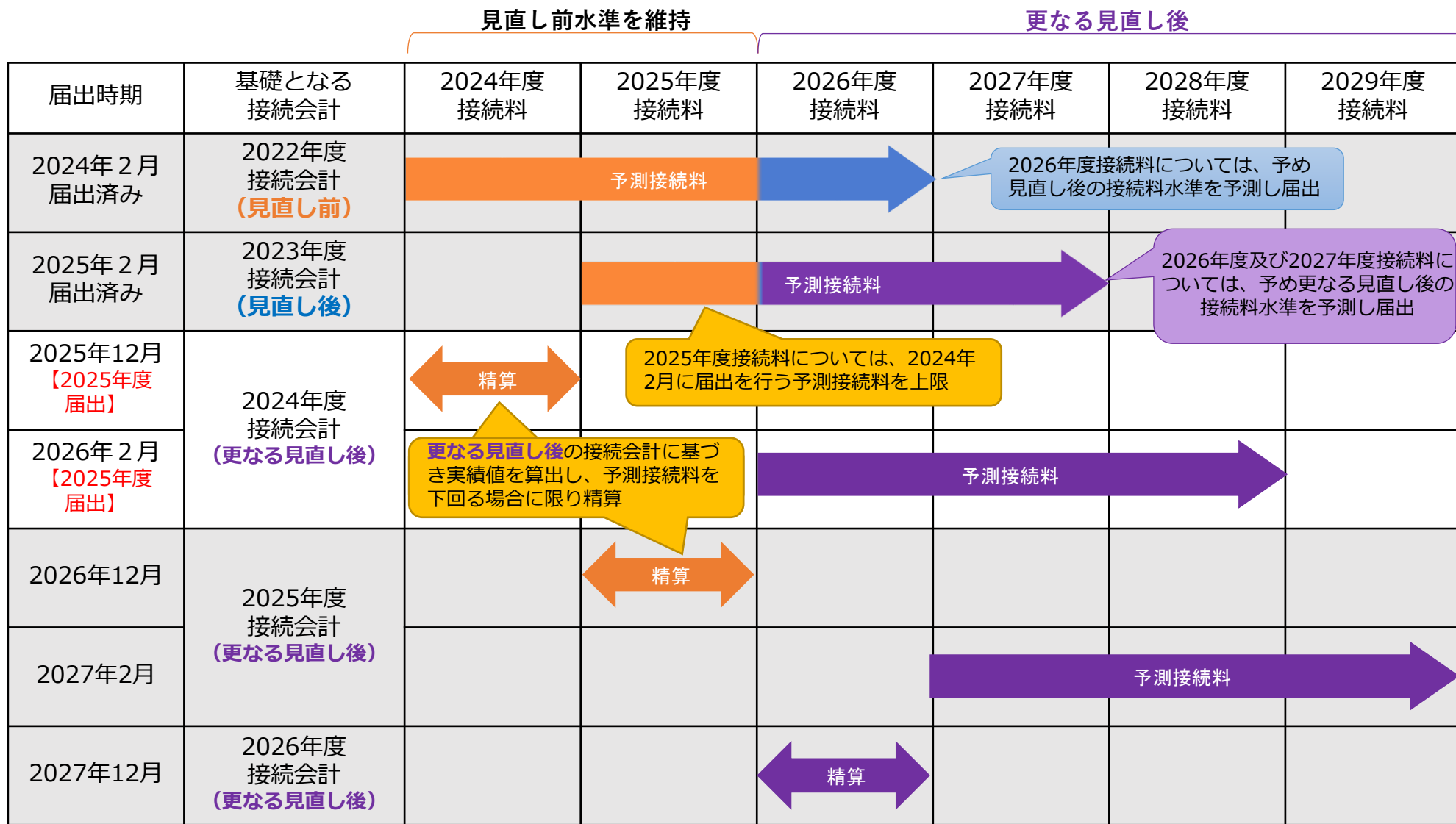
(参考) 接続料の算定及び精算のスケジュールと費用配賦見直し

- ◆ 費用配賦見直しは2023年度接続会計から適用され、2024年度接続会計において更なる見直しを実施。今般の検証の対象である2025年度届出接続料は、2024年度接続会計における費用の額を基礎として算定しており、**費用配賦の更なる見直しが反映**されている。
- ◆ ただし、2025年度までのデータ伝送交換接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料）については、費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持することとしているため、**2024年度の精算接続料**は2024年度接続会計に基づき実績値を算出し、**予測接続料**を下回る場合に限り精算を行うこととしている。



(参考)費用配賦見直しにおける更なる見直しとデータ接続料との関係

- ◆ 費用配賦の更なる見直しと、接続会計及びデータ接続料との関係は以下のとおり。
- ◆ 費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2024年度及び2025年度の精算接続料は接続会計に基づき実績値を算出し、予測接続料を下回る場合に限り精算を行うこととしている。



- ◆ 接続料の算定等に関する研究会第89回会合における議論を踏まえ、総務省からMNO 3社に対し、2024年度以降の予測接続料の届出においては、少なくとも2026年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定とすることを要請している。

考え方

(前提)

- ◆ 4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)に係る接続料を一体として算定する場合、5G(SA方式)に係る設備投資により原価が増加することで、接続料が上昇する可能性がある。また、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)の接続料を別々に算定する場合、需要の大部分を占めるMNOの利用者が5G(SA方式)に移行することにより、4G・5G(NSA方式)の需要が減少し、4G・5G(NSA方式)の接続料が上昇する可能性があり、特に予測接続料については、MNOの需要の予測方法が接続料水準に大きく影響する可能性がある。

(試算結果)

- ◆ 今般のMNO各社によるデータ接続料(回線容量単位接続料)の試算結果は、少なくとも**2026年度接続料においては**、3社とも、原価全体に占める5G(SA方式)の割合を、需要全体に占める5G(SA方式)の割合が上回り、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と比べて**5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が低額**となる結果となった。
具体的には、①**5G(SA方式)に係る原価及び需要が早期に拡大**すると予測する事業者においては、2024年度接続料から、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と5G(SA方式)を一体として算定する接続料が同額、又は、5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が低額となっている一方、②**5G(SA方式)に係る原価及び需要が当面は僅少**と予測する一部の事業者においては、2024年度接続料及び2025年度接続料は、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と比べて5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が高額(ただし、接続料の水準差は小さい)となっている。①、②いずれの事業者においても、2026年度接続料においては、5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が低額となっている。
- ◆ なお、データ接続料(回線数単位接続料)の試算結果については、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と5G(SA方式)を一体として算定する接続料で大きな水準差が存在しない結果となっている。

(試算結果を踏まえた考え方)

- ◆ 試算の結果、少なくとも回線容量単位接続料については、接続料水準の大幅な上昇等といった特段の問題が生じない見込みとなっている。また、2026年度接続料においては、4G・5G(NSA方式)のみ接続料と比べて5G(SA方式)を一体として算定する接続料の水準が低額となっていることから、仮に、5G(SA方式)導入意向がなく4G・5G(NSA方式)のみで十分だというMVNOが存在する場合であっても、一体算定が望ましいと考えられる。
- ◆ 以上の点及びデータ接続料について費用配賦見直しの激変緩和措置が2024年度・2025年度接続料に適用されることを踏まえれば、**少なくとも2026年度予測接続料から4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定を共通的な考え方とすることが適当**である。
- ◆ ついては、総務省において、**MNO 3社に対し、今年度以降の予測接続料の届出においては、少なくとも2026年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体とした算定とすることを要請することが適当**である。

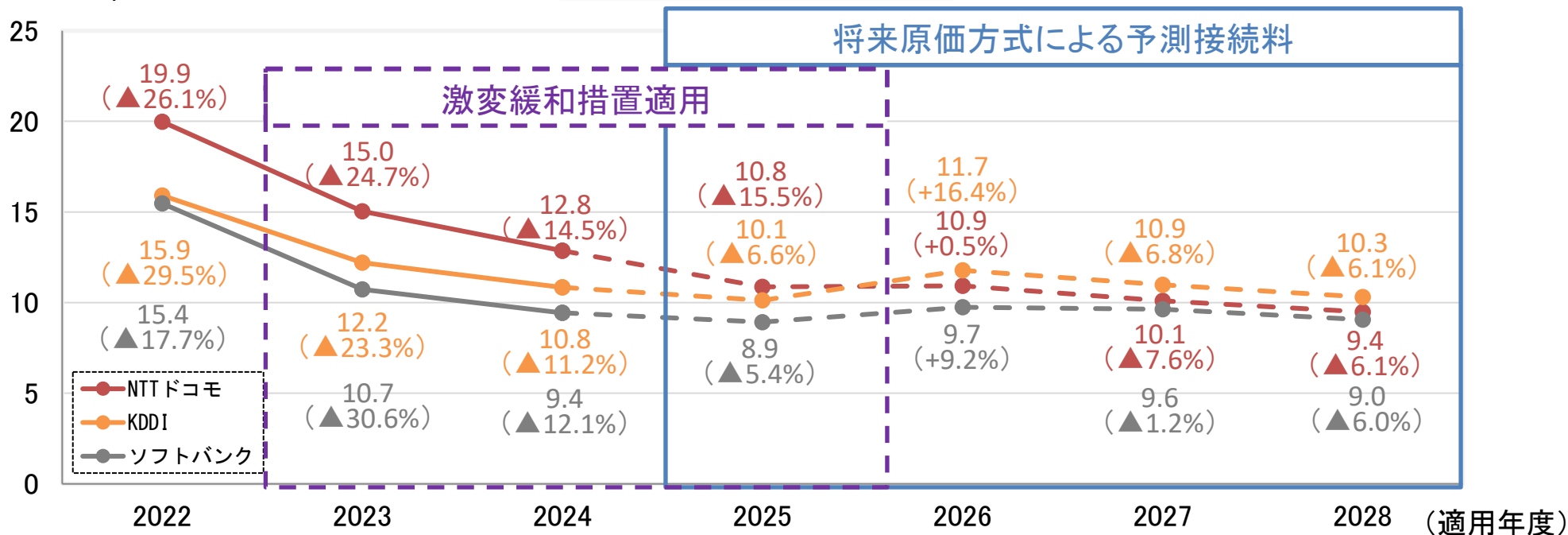
- ◆ 考え方を踏まえ、「接続料算定における5G(SA方式)に係る費用及び需要の扱いについて」(令和6年11月14日総基料第191号)を各社に発出。

2. 接続料の推移

- ◆ データ接続料については、「実績原価方式」により2024年度の精算接続料が、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、2026年度から2028年度までの接続料がそれぞれ算定されている。
- ◆ 費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2024年度及び2025年度の精算接続料は更なる見直し後の接続料に基づき実績値を算出し、予測接続料を下回る場合に限り精算することとしている。
- ◆ 今般の届出によると、各社の接続料は、**2025年度までは低減傾向、2026年度は費用配賦見直しの影響もあり上昇するが、2027年度以降は再び低減傾向となる見込み。**

データ接続料の推移

(万円/10Mbps・月)



※ 2024年度までの値は、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された精算接続料。
 ※ 2025年度の値は2025年2月に届出された予測接続料。
 ※ 括弧内は対前年度増減率。

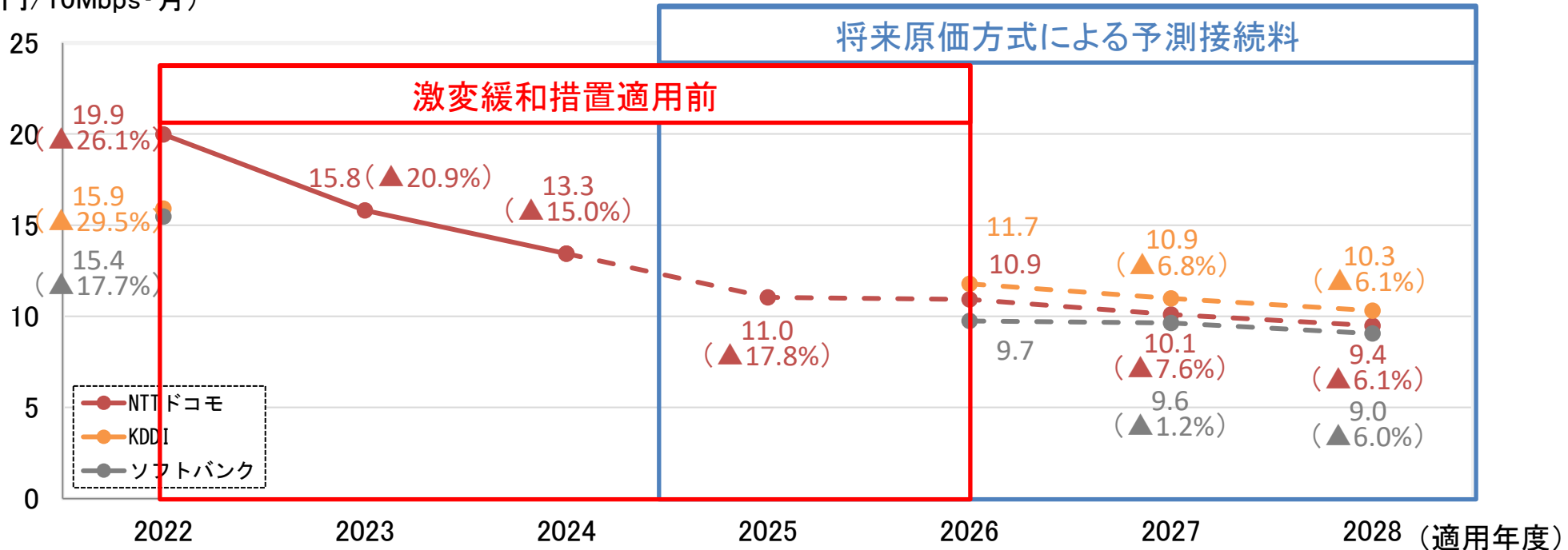
(参考)データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

- ◆ データ接続料については、「実績原価方式」により2024年度の精算接続料が、合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、2026年度から2028年度までの接続料がそれぞれ算定されている。
- ◆ 費用配賦見直しの激変緩和措置により、費用配賦見直し前の水準を維持するため、2024年度及び2025年度の精算接続料は更なる見直し後の接続料に基づき実績値を算出し、予測接続料を下回る場合に限り精算することとしている。
- ◆ 今般の届出によると、各社の接続料は、**2025年度までは低減傾向、2026年度は費用配賦見直しの影響もあり上昇するが、2027年度以降は再び低減傾向となる見込み。**

データ接続料の推移

(万円/10Mbps・月)



- ※ 2024年度までの値は、原価、利潤及び需要の各年度実績に基づく「実績原価方式」により算定された精算接続料。
- ※ 2025年度の値は2025年2月に届出された予測接続料。
- ※ 括弧内は対前年度増減率。

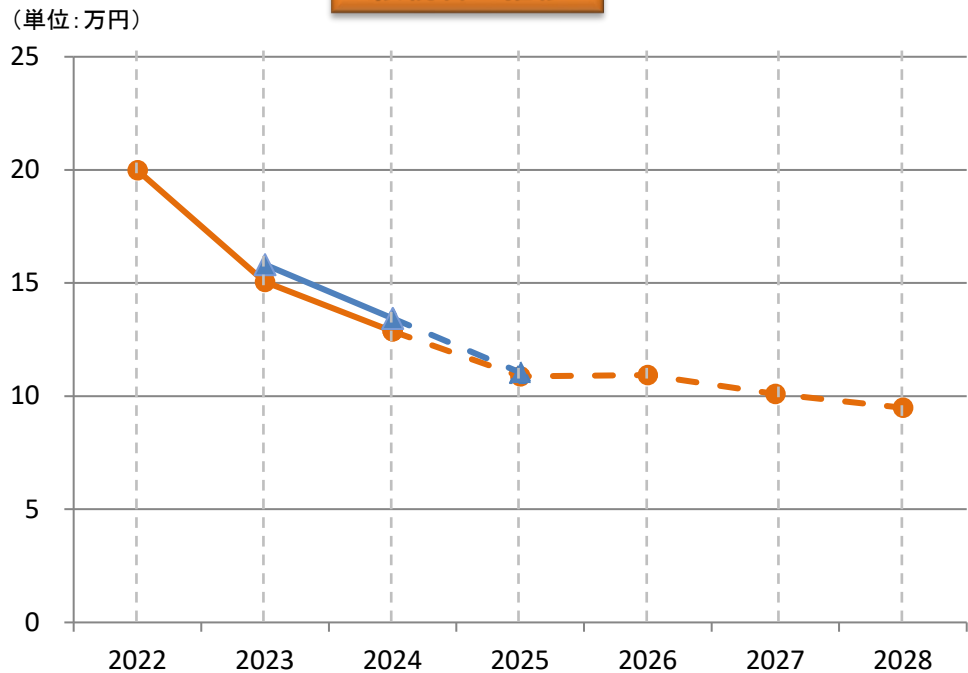
(参考) データ接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要(回線容量)}}$$

◆ NTTドコモの接続料は、2025年度まで低減が続き、2026年度に上昇、2027年度以降は再び低減する見込み。

◆ NTTドコモは、従前より4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定。

接続料の推移



←激変緩和措置適用期間→

(10Mbps当たり・月額)

原価、利潤及び需要の推移



年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
原価 (億円)							
利潤 (億円)							
需要 (Gbps)							

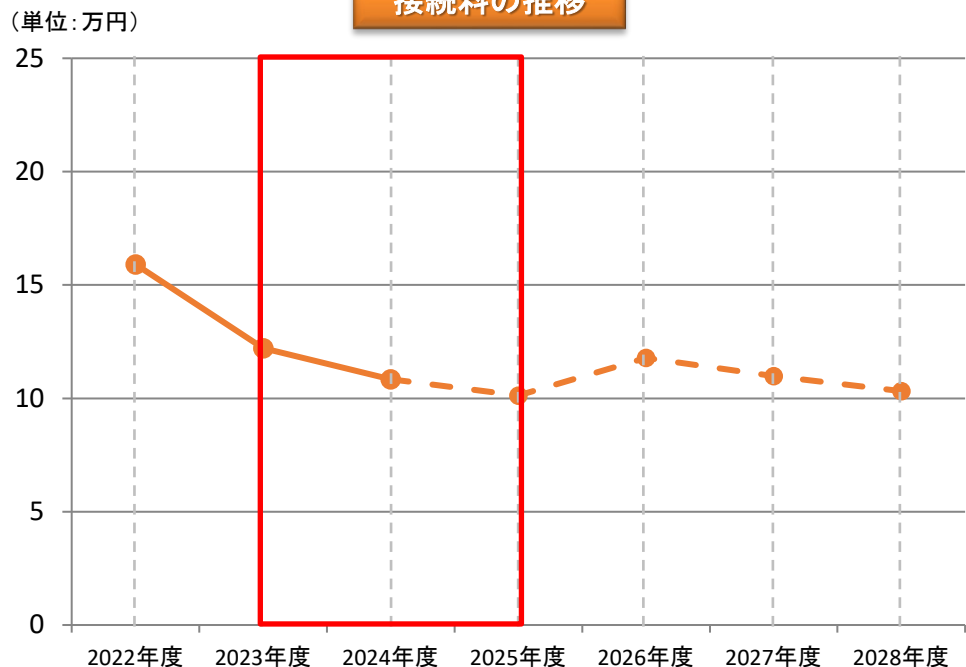
(参考) 激変緩和措置適用前

※ 2024年度までの値は実績原価方式により算定された精算接続料。
2025年度の値は2025年2月に届出された予測接続料。
括弧内は対前年度増減率。

◆ KDDIの接続料は、激変緩和措置により2025年度まで低減が続くが、2026年度に上昇、2027年度以降は再び低減する見込み。

◆ KDDIは、従前は4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定していたが、2024年度以降の接続料については4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定。また、グループの全国BWA事業者(UQ)と共同で算定。

接続料の推移



原価、利潤及び需要の推移



←激変緩和措置適用期間→

(10Mbps当たり・月額)

年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
接続料 (万円)	15.9 (▲29.5%)	12.2 (▲23.3%)	10.8 (▲11.2%)	10.1 (▲6.6%)	—	—	—
費用配賦見直し後	—	—	—	—	11.7 (+16.4%)	10.9 (▲6.8%)	10.3 (▲6.1%)

(参考) 激変緩和措置適用前

※ 2024年度までの値は実績原価方式により算定された精算接続料。

2025年度の値は2025年2月に届出された予測接続料。

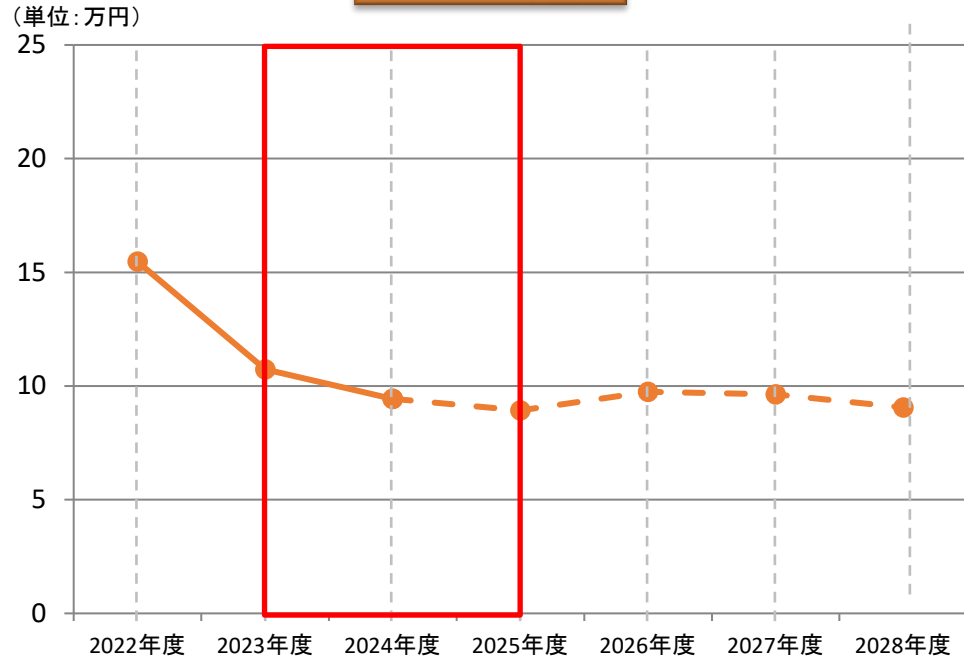
括弧内は対前年度増減率。

年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
原価 (億円)							
利潤 (億円)							
需要 (Gbps)							

◆ ソフトバンクの接続料は、激変緩和措置により2025年度まで低減が続くが、2026年度に上昇、2027年度以降はやや低減する見込み。

◆ ソフトバンクは、従前は4G・5G(NSA方式)のみの接続料を算定していたが、2026年度以降の接続料については4G・5G(NSA方式)及び5G(SA方式)を一体として算定。また、グループの全国BWA事業者(WCP)と共同で算定。

接続料の推移



←激変緩和措置適用期間→

(10Mbps当たり・月額)

年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
接続料 (万円)	15.4	10.7	9.4	8.9	—	—	—
費用配賦見直し後→	—	—	—	—	9.7	9.6	9.0
増減率	(▲17.7%)	(▲30.6%)	(▲12.1%)	(▲5.4%)	(+9.2%)	(▲1.2%)	(▲6.0%)

(参考) 激変緩和措置適用前

※ 2024年度までの値は実績原価方式により算定された精算接続料。
2025年度の値は2025年2月に届出された予測接続料。
括弧内は対前年度増減率。

原価、利潤及び需要の推移

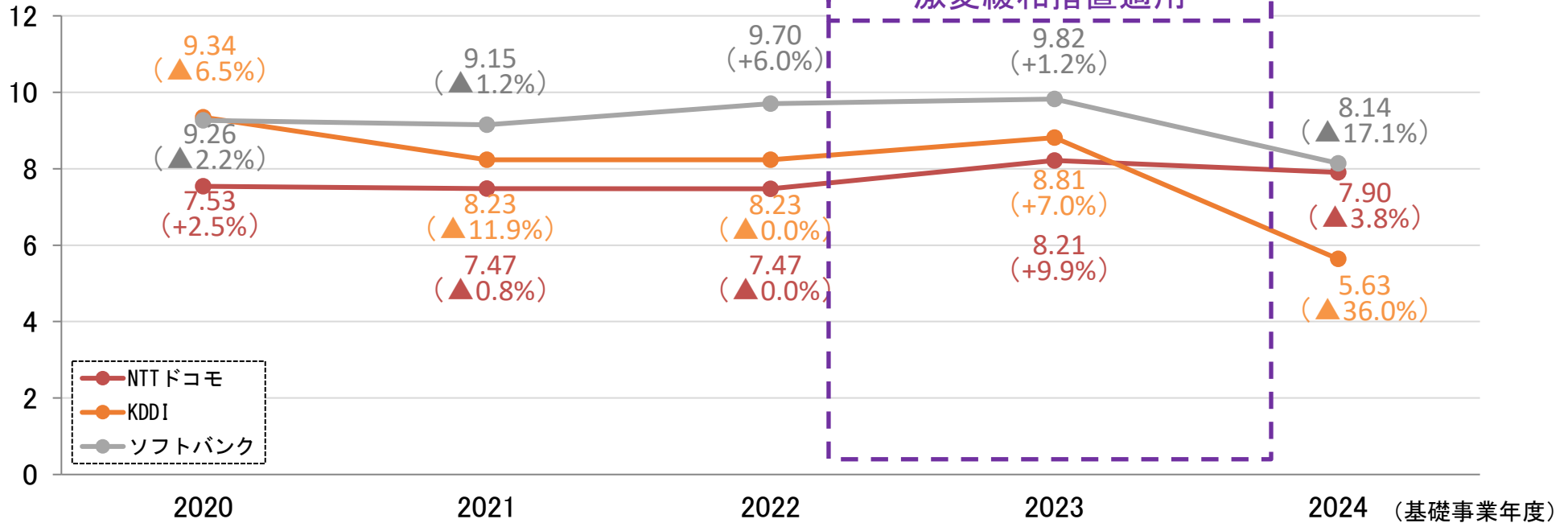


年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
原価 (億円)							
利潤 (億円)							
需要 (Gbps)							

- ◆ 音声接続料については、2024年度を基礎事業年度とし、実績原価方式により、2025年度届出接続料（2025年度接続料の精算に利用し、2026年度に暫定適用する接続料）を算定。
- ◆ 2024年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置により、音声伝送交換機能の接続料原価に、費用配賦見直しにより増加するデータ伝送交換機能の接続料原価の2分の1を上限として加算することを認めたため、やや上昇。**2025年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置が終了した影響もあり低減。**

音声接続料の推移

(円/3分)



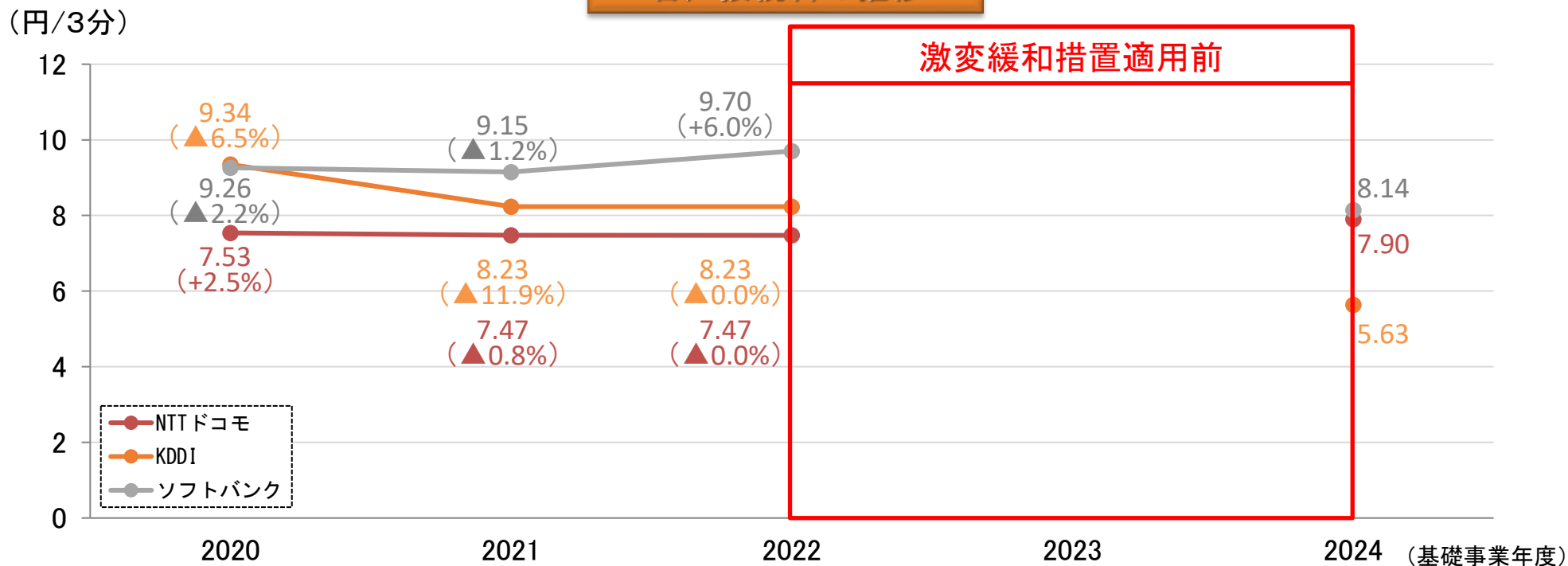
(参考) 音声接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要[秒]}}$$

※ 括弧内は対前年度増減率。

- ◆ 音声接続料については、2024年度を基礎事業年度とし、実績原価方式により、2025年度届出接続料（2025年度接続料の精算に利用し、2026年度に暫定適用する接続料）を算定。
- ◆ 2024年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置により、音声伝送交換機能の接続料原価に、費用配賦見直しにより増加するデータ伝送交換機能の接続料原価の2分の1を上限として加算することを認めたため、やや上昇。**2025年度届出接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置が終了した影響もあり低減。**

音声接続料の推移



(参考) 音声接続料の算定方法

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要[秒]}}$$

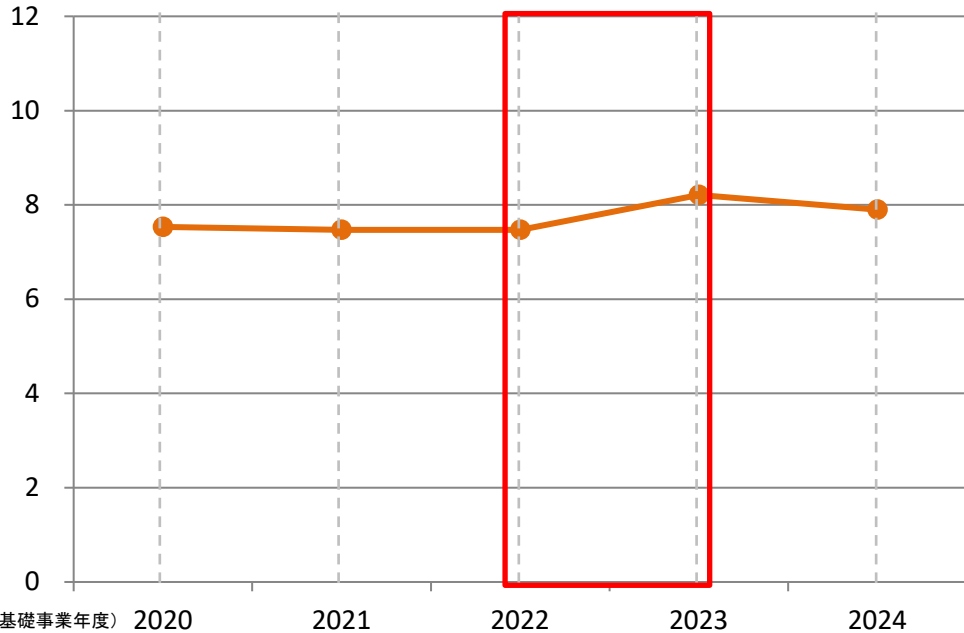
※ 括弧内は対前年度増減率。

◆ NTTドコモの接続料は、2023年度届出接続料までは横ばい傾向。2024年度届出接続料はやや上昇し、2025年度届出接続料は低減。

接続料の推移

原価、利潤及び需要の推移

(単位:円/3分)



基礎事業年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
接続料 (円/3分)	7.53 (+2.5%)	7.47 (▲0.8%)	7.47 (▲0.0%)	—	—
	激変緩和措置適用→			8.21 (+9.9%)	
			費用配賦見直し後→	7.90 (▲3.8%)	

激変緩和措置による原価の加算額

↑(参考)激変緩和措置適用前

基礎事業年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

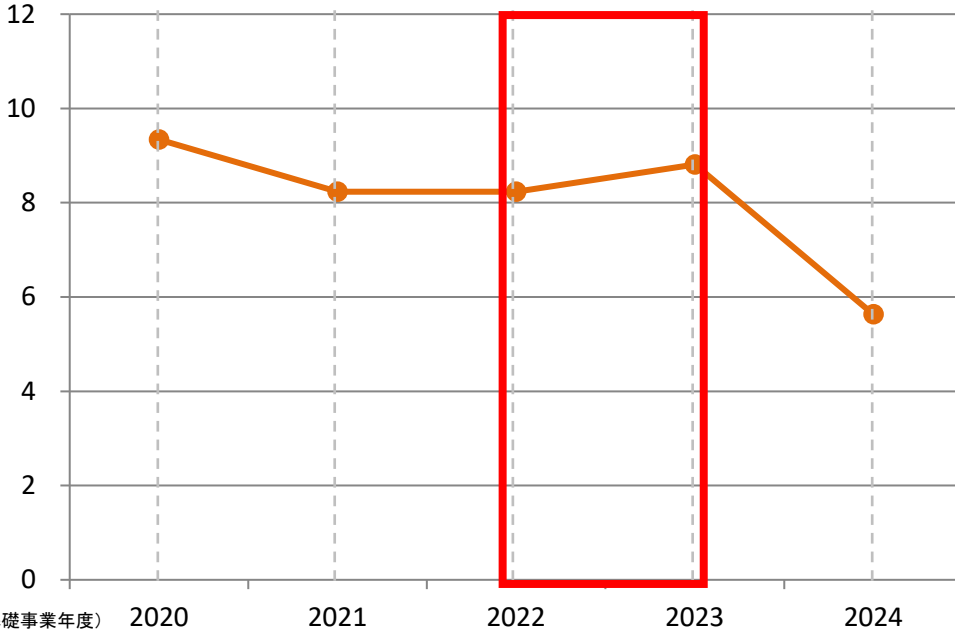


◆ KDDIの接続料は、2023年度届出接続料までは低減傾向。2024年度届出接続料はやや上昇し、2025年度届出接続料は低減。

接続料の推移

原価、利潤及び需要の推移

(単位:円/3分)



基礎事業年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
接続料 (円/3分)	9.34 (▲6.5%)	8.23 (▲11.9%)	8.23 (-)	-	-
		激変緩和措置適用→		8.81 (+7.0%)	
		費用配賦見直し後→			5.63 (▲36.0%)

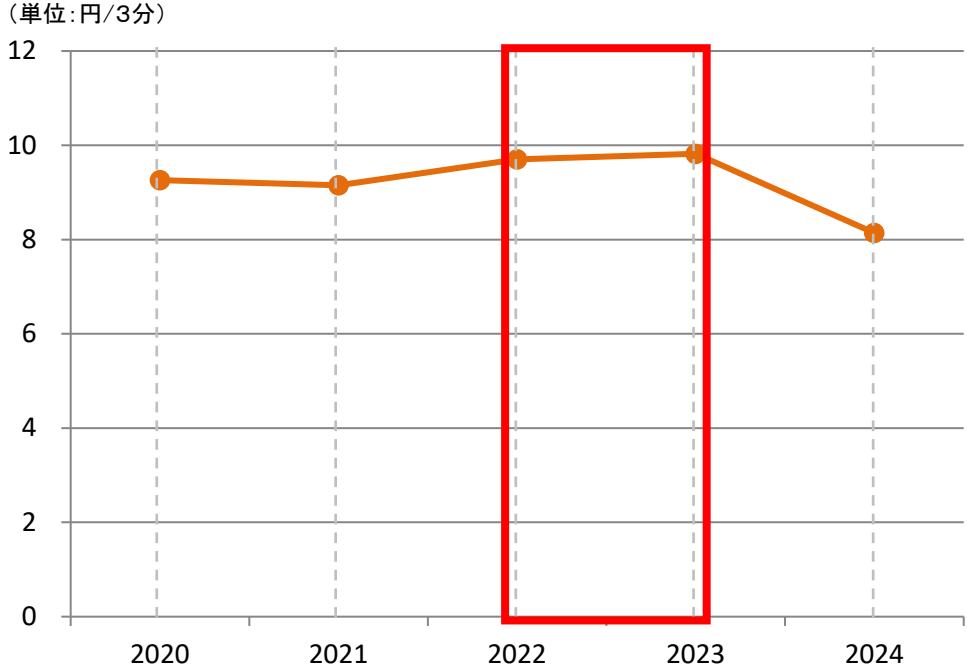
激変緩和措置による原価の加算額

↑ (参考) 激変緩和措置適用前

基礎事業年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

◆ ソフトバンクの接続料は、2023年度及び2024年度届出接続料はやや上昇し、2025年度届出接続料は低減。

接続料の推移



原価、利潤及び需要の推移



基礎事業年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
接続料 (円/3分)	9.26 (▲2.2%)	9.15 (▲1.2%)	9.70 (+6.0%)	-	-
		激変緩和措置適用→		9.82 (+1.2%)	
		費用配賦見直し後→			8.14 (▲17.1%)

激変緩和措置による原価の加算額



↑(参考)激変緩和措置適用前

基礎事業年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
原価 (億円)					
利潤 (億円)					
需要 (百億秒)					

※ 括弧内は対前年度増減率。



3. 予測値の算定方法

予測値算定方法に関する議論の方向性

- ◆ 各種接続料のうち、データ接続料（回線容量単位接続料）については、MVNOにおける予見性を確保し、キャッシュフロー負担軽減を図るとともに、公正競争を確保するため、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を採用。
- ◆ 「将来原価方式」においては、①接続料の原価である「**設備管理運営費**」、②利潤算定に用いるレートベースの大部分を占める「**正味固定資産**」、③「**需要**」のそれぞれについて**合理的な将来予測を行う**こととしている。

■接続料の算定等に関する研究会におけるこれまでの議論

- ◆ 接続料の算定等に関する研究会第9次報告書では、以下の点について議論。
 - **費用配賦見直しに対応した予測値の算定**
2025年度以降に届出される予測接続料は、費用配賦見直し後の接続会計を基礎とし、また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定が行われることから、今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、引き続き**費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当**。
 - **予測値と実績値の乖離の検証**
予測値と実績値の乖離について、今年度は昨年度と比べて乖離が小さく、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、同研究会第8次報告書のとおり、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に問題がないか重点的に検証を行うことが適当であり、**引き続き状況を注視することが適当**。
 - **MVNOへの情報開示**
MVNOへの情報開示について、費用配賦見直しの激変緩和措置期間中においては、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、MVNOから要望があった場合には、激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても、説明することが適当である。MN各社からはMVNOに対して積極的に情報開示を行い、一部MNにおいては情報開示に係る運用改善が行われているが、MVNOからは開示情報に差が生じており、開示情報を更に充実させることで同等性を確保してほしいとの要望があった。これらを踏まえ、**引き続きMNによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当**。

■本年度の論点

- ◆ これまでの議論を踏まえ、状況を確認するとともに、算定方法を更に精緻化すべき点がないか検討する。
 - ・ 2025年度届出接続料における予測値算定は、費用配賦の更なる見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測となっているのではないか。
 - ・ 予測値と実績値の乖離について、費用配賦見直しの激変緩和措置により、2024年度精算接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料を上限とすることとしており、2024年度接続料の予測値と実績値の乖離が発生しないため、今回は検証が困難。
 - ・ 一部事業者においては、2024年度に届出された予測接続料よりも、**2025年度に届出された予測接続料が上昇**しているところ、そのような状況を踏まえて、**MNによるMVNOへの情報開示状況**について確認することが適当ではないか。

◆ 「設備管理運営費」(原価)の算定方法は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

算定式

パラメータ
設定方法

◆ 各社が示した「設備管理運営費」を算定する際の各パラメータ設定の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

営業費

施設保全費

共通費

管理費

試験研究費

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

減価償却費

固定資産税
除却費

通信設備
使用料

租税公課

◆ 「パラメータ設定の考え方」に基づき、2026年度から2028年度にかけて設定された各社のパラメータの具体的な値は以下のとおり。

(回線容量単位)

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

営業費	2026年度
	2027年度
	2028年度

施設保全費	2026年度
	2027年度
	2028年度

共通費	2026年度
	2027年度
	2028年度

管理費	2026年度
	2027年度
	2028年度

試験研究費	2026年度
	2027年度
	2028年度

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
営業費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			

(回線数単位)

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

営業費	2026年度
	2027年度
	2028年度
施設保全費	2026年度
	2027年度
	2028年度
共通費	2026年度
	2027年度
	2028年度
管理費	2026年度
	2027年度
	2028年度
試験研究費	2026年度
	2027年度
	2028年度

--	--

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

減価償却費

2026年度
2027年度
2028年度

固定資産税
除却費

2026年度
2027年度
2028年度

通信設備
使用料

2026年度
2027年度
2028年度

租税公課

2026年度
2027年度
2028年度

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
減価償却費	2026年度			
	2027年度			
	2028年度			
固定資産税 除却費	2026年度			
	2027年度			
	2028年度			
通信設備 使用料	2026年度			
	2027年度			
	2028年度			
租税公課	2026年度			
	2027年度			
	2028年度			

- ◆ 「正味固定資産価額」の算定方法は以下のとおり。費用配賦見直しが反映されている点を除けば、基本的に昨年度から考え方に変化はない。
- ◆ 各社が示した各費用項目におけるパラメータ設定の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

算定式

パラメータ
設定方法

パラメータ
設定の
考え方

◆ 「パラメータ設定の考え方」に基づき、2026年度から2028年度にかけて設定された各社のパラメータの具体的な値は以下のとおり。

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
有形固定資産	機械設備	2026年度		
		2027年度		
		2028年度		
	空中線設備	2026年度		
		2027年度		
		2028年度		
	建物	2026年度		
		2027年度		
		2028年度		
無形固定資産	ソフトウェア	2026年度		
		2027年度		
		2028年度		

- ◆ 「需要」の算定方法は以下のとおり。
- ◆ 各社が示した各費用項目におけるパラメータ設定の考え方は以下のとおり。

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

算定式

パラメータ
設定方法等

主要
パラメータ

◆ 2024年度の予測値と同年度の実績値（激変緩和措置を適用しない、費用配賦見直し後の実績値）を比較した場合の乖離及び乖離の理由は以下のとおり。
2024年度の予測値は費用配賦見直しを考慮していないため、原価及び利潤に費用配賦見直しによる乖離が生じている。

(回線容量単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

(回線数単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (万回線)			
接続料単価 (円/回線)			

(回線容量単位)

予測値

実績値
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価
(百万円)

利潤
(百万円)

需要
(Mbps)

接続料単価
(円/Mbps)

(回線数単位)

予測値

実績値
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価
(百万円)

利潤
(百万円)

需要
(百万回線)

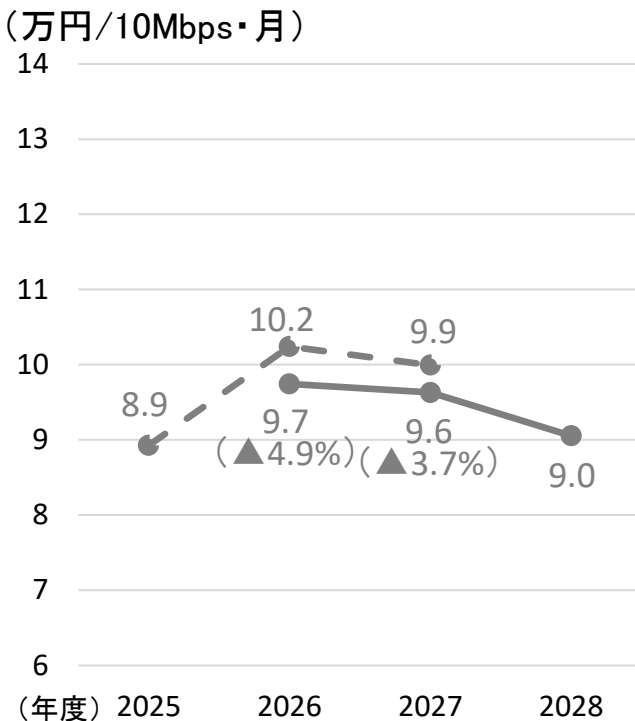
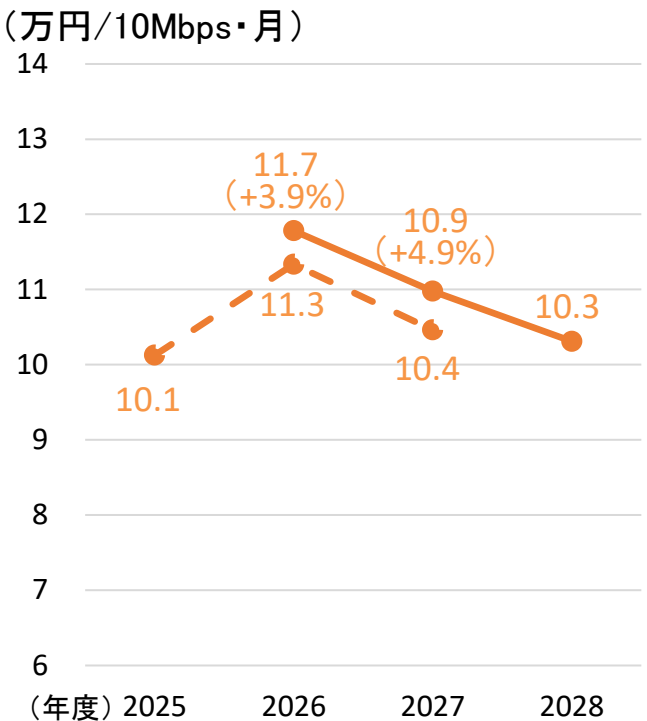
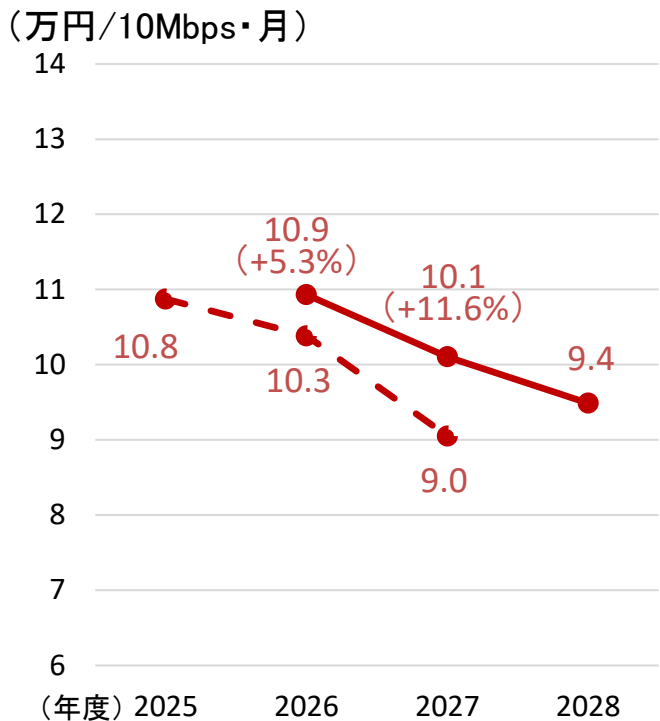
接続料単価
(円/回線)

(回線容量単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

(回線数単位)	予測値	実績値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

予測値(2024年度)と予測値(2025年度)の比較

- ◆ 2024年度に届出された予測接続料（2025年度～2027年度）と2025年度に届出された予測接続料（2026年度～2028年度）を比較（2025年度接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置による上限を適用したもの）。
- ◆ NTTドコモ及びKDDIにおいては、2024年度に届出された予測接続料よりも、**2025年度に届出された予測接続料が上昇**している。

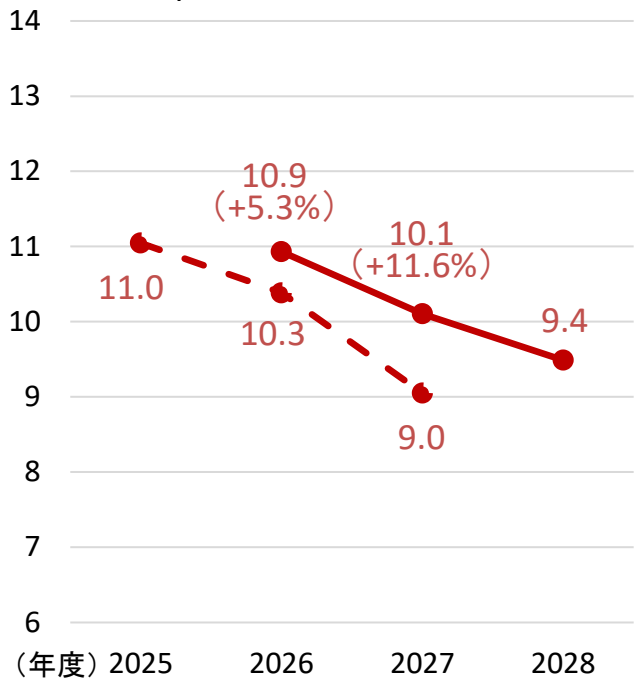


- NTTドコモ (2025年2月届出)
- NTTドコモ (2026年2月届出)
- KDDI (2025年2月届出)
- KDDI (2026年2月届出)
- ソフトバンク (2025年2月届出)
- ソフトバンク (2026年2月届出)

※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。
 ※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。NTTドコモ及びKDDIは2025年度接続料から、ソフトバンクは2026年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体的に算定。

- ◆ 2024年度に届出された予測接続料(2025年度~2027年度)と2025年度に届出された予測接続料(2026年度~2028年度)を比較(2025年度接続料は、費用配賦見直しの激変緩和措置を適用する前のもの)。
- ◆ NTTドコモ及びKDDIにおいては、2024年度に届出された予測接続料よりも、**2025年度に届出された予測接続料が上昇**している。

(万円/10Mbps・月)



- NTTドコモ (2025年2月届出)
- KDDI (2025年2月届出)
- ソフトバンク (2025年2月届出)
- NTTドコモ (2026年2月届出)
- KDDI (2026年2月届出)
- ソフトバンク (2026年2月届出)

※ グラフは、各年度における当初支払額(精算前)の料額を記載。括弧内は対前年度予測の増減率。
 ※ 接続料は、将来原価方式に基づく予測値。NTTドコモ及びKDDIは2025年度接続料から、ソフトバンクは2026年度接続料から、4G・5G(NSA方式)と5G(SA方式)を一体的に算定。

◆ 2026年度接続料について、2024年度に届出された予測接続料と2025年度に届出された予測接続料の乖離の理由について、各社の説明は以下のとおり。

(回線容量単位)	前回予測値	今回予測値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

(回線容量単位)

前回予測値

今回予測値
(予測値との乖離)

乖離の理由

原価
(百万円)

利潤
(百万円)

需要
(Mbps)

接続料単価
(円/Mbps)

(回線容量単位)	前回予測値	今回予測値 (予測値との乖離)	乖離の理由
原価 (百万円)			
利潤 (百万円)			
需要 (Mbps)			
接続料単価 (円/Mbps)			

- ◆ 接続料の算定等に関する研究会第9次報告書においては、費用配賦見直しの激変緩和措置期間中においては、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、MVNOから要望があった場合には、激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても、説明することが適当、とされたところ。
- ◆ また、MNO各社からは、MVNOに対して積極的に情報開示を行い、一部MNOにおいては情報開示に係る運用改善が行われているが、MVNOからは開示情報に差が生じており、開示情報を更に充実させることで同等性を確保してほしいとの要望があったため、当該意見に対する同研究会の考え方として、引き続きMNOによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当、との考え方を示したところ。
- ◆ 同研究会第9次報告書以降のMNOによるMVNOへの情報開示の状況は以下のとおり。

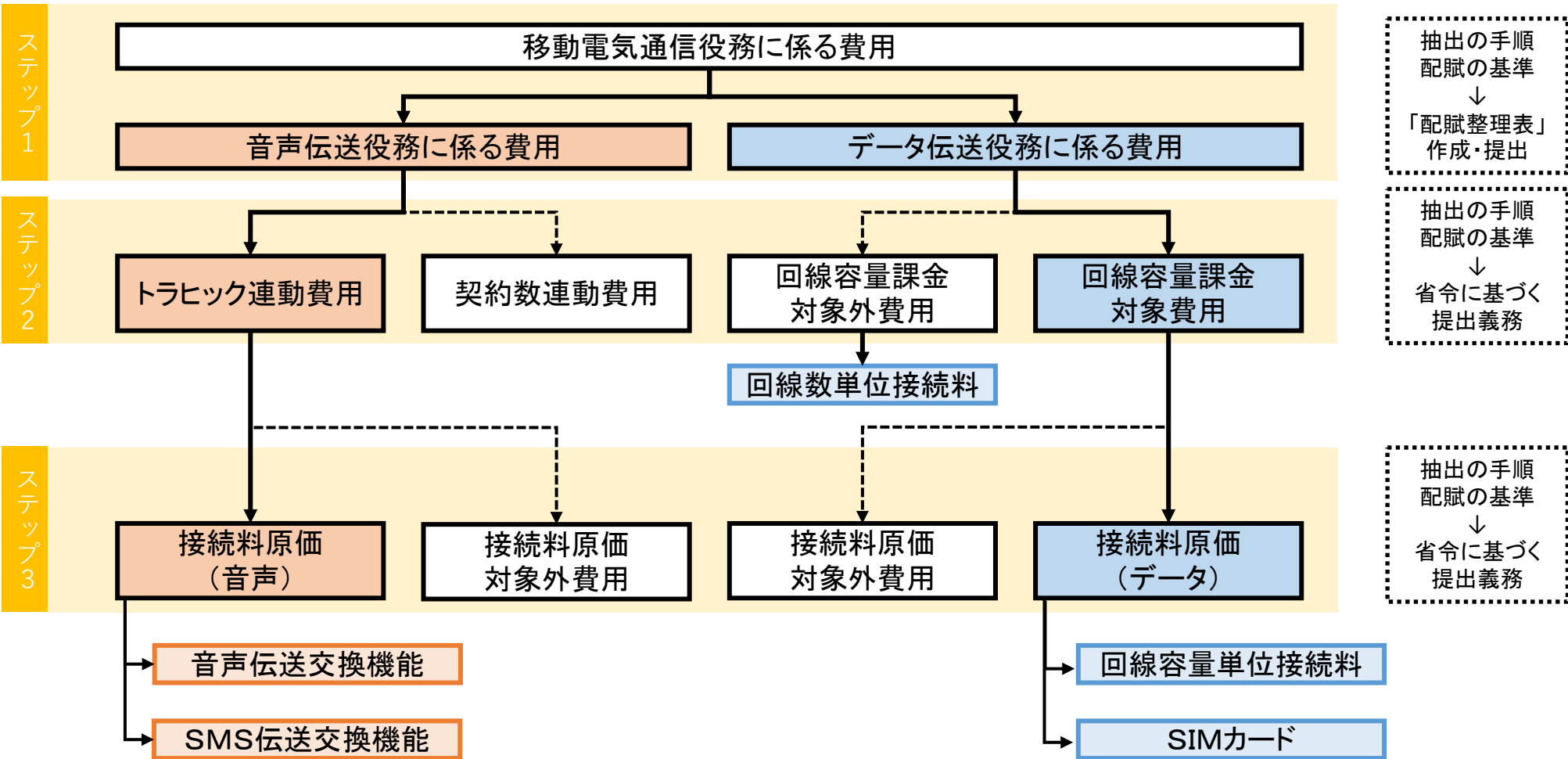
NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

4. 原価

- ◆ **音声/データ接続料の原価は、3ステップ**（ステップ1：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）**に基づき抽出**される。
- ◆ ステップ1については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ◆ ステップ2、3については、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。



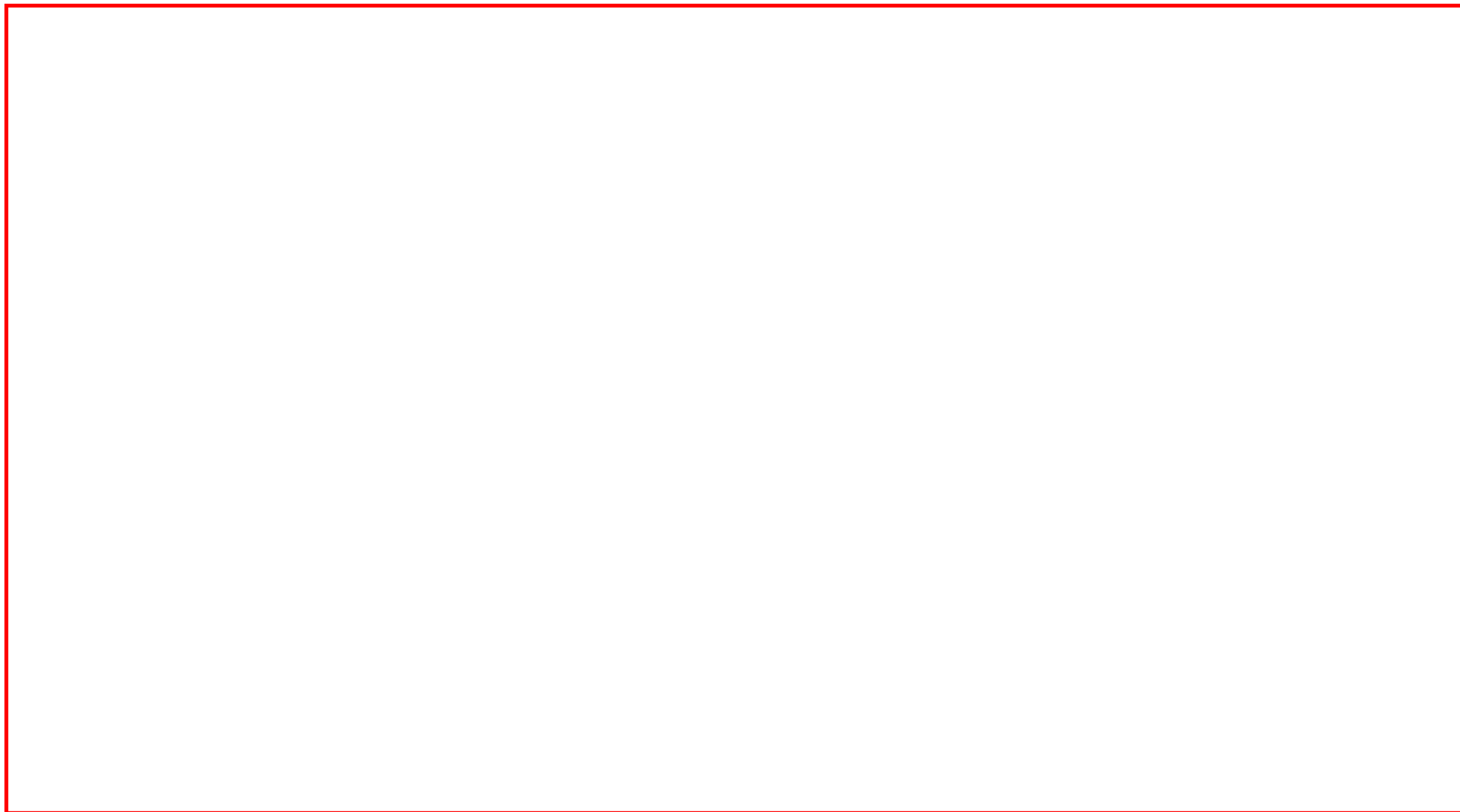
- ◆ 接続料原価は、3ステップに基づき抽出される仕組みとなっている。
- ◆ 各社の接続料原価の構成比率を確認すると、音声接続料/データ接続料に関わらず、「減価償却費」及び「施設保全費」の占める割合が高い。

■ 接続料の算定等に関する研究会等におけるこれまでの議論

- ◆ 3ステップのうち、ステップ2・3については、抽出・配賦の考え方が不透明であったため、接続料の算定等に関する研究会において累次の議論を実施し、各社の控除率の比較、費用の抽出・配賦基準について総務省への届出対象に追加（省令様式の追加）し、抽出・配賦に関する考え方の一貫性について総務省において確認すること等で明確化を図ってきた。
- ◆ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦については、同研究会第7次報告書、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループ、同研究会第8次報告書における検討において、音声/データ伝送役務で共用する設備の費用配賦に用いる固定資産価額比について、基本的にはトラフィック比により算出すること、音声伝送役務及びデータ伝送役務に直課する固定資産、トラフィック比以外の配賦基準を適用すべき固定資産等について整理し、**2023年度接続会計から費用配賦見直しが適用**された。また、激変緩和措置として、2023～2025年度のデータ接続料は費用配賦見直し前の水準を維持すること等とされた。
- ◆ モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて、2023年度接続会計における費用配賦見直し結果について検証し、**更なる見直し**として、周波数移行費用、ブランド使用権等の**無形固定資産及び試験研究費の配賦等について整理**した。
他方、**空中線設備**については、各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視することとされ、同研究会第9次報告書において、**追加検証**を行うこととし、当該追加検証結果及びIoT回線の増加による回線数比への影響等を踏まえて、今後の配賦方法について検討することが適当とされた。
- ◆ 今般、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会 接続料の算定等に関するワーキンググループにおいて、2024年度接続会計における費用配賦の更なる見直し結果について確認するとともに、**空中線設備の追加検証を実施**。その結果、配賦基準としての**ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い及び回線数比の算出方法について見直し**を行うこととした。
他方、**空中線設備の配賦方法**については、回線数比からトラフィック比へ見直すことを含め、**ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当**としている。

■ 本年度の論点

- ◆ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、累次の見直しを行ってきているところだが、2025年度届出接続料の水準等を踏まえて、更に検討すべき点があるか。特に、**空中線設備の配賦方法**について、2025年度以降の接続会計においては回線数比の算出方法を報告規則ベースに統一することとしたところ、将来的に回線数比からトラフィック比へ見直すことを含め、**ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当**ということではいか。
- ◆ ステップ2・3について、累次の議論を踏まえ一定の明確化を図ってきたところであり、2025年度届出接続料においても、原価の各社の抽出・配賦に関する考え方に大きな変更はなく、一貫性は確保されていると考えられるのではないか。
- ◆ MNO各社の衛星直接通信の開始により、通常のSMSや音声接続と衛星直接通信によるSMSや音声接続が一体的に提供される場合、SMS接続料や音声接続料原価に衛星コストが算入される可能性があるが、検討すべき事項はあるか。



NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

回線容量単位データ接続料

音声接続料

- 減価償却費
- 施設保全費
- 通信設備使用料
- 租税公課
- 固定資産除却費
- 管理費
- 試験研究費
- 共通費
- 営業費

費用項目	内容
営業費	電気通信役務の提供に関する申込みの受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するもの）
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）を除く。）及び道路占用料等の公課

（電気通信事業法会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第一 勘定科目表）



※ 2025年度の値は前年度予測時(2025年2月末届出時)の値





※ 2025年度の値は前年度予測時(2025年2月末届出時)の値



※ 2025年度の値は前年度予測時(2025年2月末届出時)の値



NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

	KDDI	OCT	UQ
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ
2

ステップ
3

NTTドコモ

ステップ2

ステップ3

K D D I

	K D D I	O C T	U Q
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

	ソフトバンク	W C P
ステップ2		
ステップ3		

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

K D D I			
	K D D I	O C T	U Q
ステップ2			
ステップ3			

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

K D D I			
	K D D I	O C T	U Q
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

	ソフトバンク	W C P
ステップ2		
ステップ3		

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

K D D I

	K D D I	O C T	U Q
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ
2

ステップ
3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

[ステップ2・3] 配賦・抽出の状況(減価償却費)

赤枠内構成員限り

70

K D D I

	K D D I	O C T	U Q
ステップ2			
ステップ3			

※主要な費用（費用全体の3分の2以上にあたるもの）について記載

ソフトバンク

	ソフトバンク	W C P
ステップ2		
ステップ3		

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

K D D I			
	K D D I	O C T	U Q
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

KDDI

	KDDI	OCT	UQ
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

	ソフトバンク	W C P
ステップ2		
ステップ3		

NTTドコモ

ステップ
2

ステップ
3

K D D I

	K D D I	O C T	U Q
ステップ2			
ステップ3			

ソフトバンク

ソフトバンク

W C P

ステップ2

ステップ3

- ◆ MVNOガイドラインでは、ステップ2・3で控除すべき費用を以下のとおり定めている。各社の費用の控除状況については以下のとおり。
 - ・ステップ2で控除する費用：サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用等
 - ・ステップ3で控除する費用：自社のネットワークの構築に係るものを除いた通信設備使用料、他の事業者が個別に負担している設備費（P O I 回線に係る費用等）、付加機能（留守番電話等）の用に供する設備費等

		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
サービス制御装置に係る費用	ステップ2			
位置登録信号に係る費用	ステップ2			
顧客・料金システムに係る費用	ステップ2			
	ステップ3			

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用	ステップ2
自社のネットワークの構築に係るものを除いた通信設備使用料	ステップ2
	ステップ3
他の事業者が個別に負担している設備費（POI回線に係る費用等）	ステップ2
	ステップ3
付加機能（留守番電話機能等）の用に供する設備費	ステップ3
PGWに係る費用	ステップ2
	ステップ3

--

5. 利潤

- ◆ 利潤は以下のとおり算出。

$$\text{他人資本費用} = \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

+

$$\text{自己資本費用} = \text{レートベース} \times \text{自己資本比率}_{(1-\text{他人資本比率})} \times \text{自己資本利益率}$$

+

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{レートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

■接続料の算定等に関する研究会等におけるこれまでの議論

- ◆ 利潤の算定には、様々な項目が用いられているところ、将来原価方式の導入に当たっては、レートベースの大部分を占める「**正味固定資産価額**」のみが**予測値の算定対象**とされており、接続料の算定等に関する研究会においては、レートベースを構成する「投資その他の資産」や「貯蔵品」についても予測の算定対象とすることが検討されてきた。

この点、同研究会第9次報告書においては、「**投資その他の資産**」及び「**貯蔵品**」について、レートベースに占める割合が引き続き僅少であり、接続料に与える影響が軽微であることから、**予測の算定対象に追加せず**、今後の動向を踏まえて判断することが適当と整理されている。

- ◆ また、同報告書においては、2024年度接続会計において更なる費用配賦見直しが予定されているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされていることを踏まえ、レートベースにおける正味固定資産価額については、2025年度届出の際に、**原価算出におけるステップ1に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当**とされた。

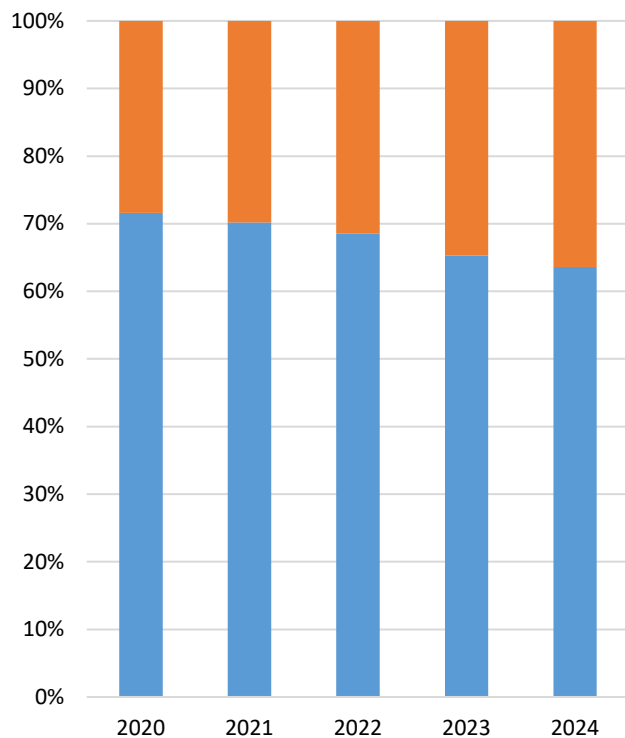
■本年度の論点

- ◆ 「**投資その他の資産**」がレートベースに占める割合について、一部の事業社において増加が見られるものの、正味固定資産価額に比べるとその割合は大きくない。また、「**貯蔵品**」がレートベースに占める割合については引き続き僅少。引き続き、**予測対象とする必要は認められないのではないか**。
- ◆ 正味固定資産価額の算出については、費用配賦の更なる見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていると考えられる（ただし、費用配賦見直しの激変緩和措置により、データ接続料は2025年度接続料までは見直し前の水準が維持されるため、見直し後の正味固定資産価額を含むレートベースにより算出された利潤が実際の接続料に適用されるのは2026年度接続料以降となることが想定される）。

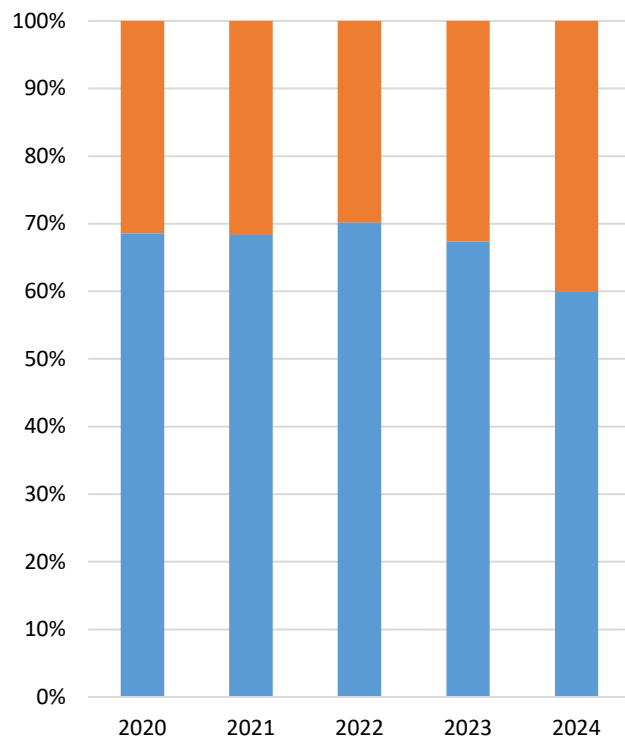
--

- ◆ 自己資本比率と他人資本比率の推移について、
 - ・ N T Tドコモは、自己資本比率が大きいが、微減傾向。
 - ・ K D D I は、N T Tドコモと同様、自己資本比率が大きく、2024年度は低減。
 - ・ ソフトバンクは、自己資本比率が小さく、2024年度は微増。

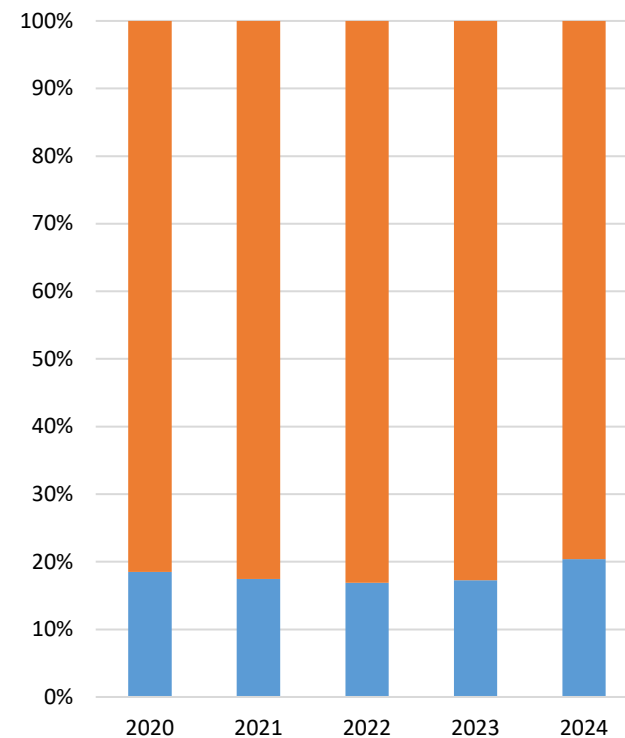
N T Tドコモ



K D D I



ソフトバンク



■ 他人資本比率 ■ 自己資本比率

自己資本利益率

他人資本利子率

※ 2025年度の値は2025年2月末届出時の予測値

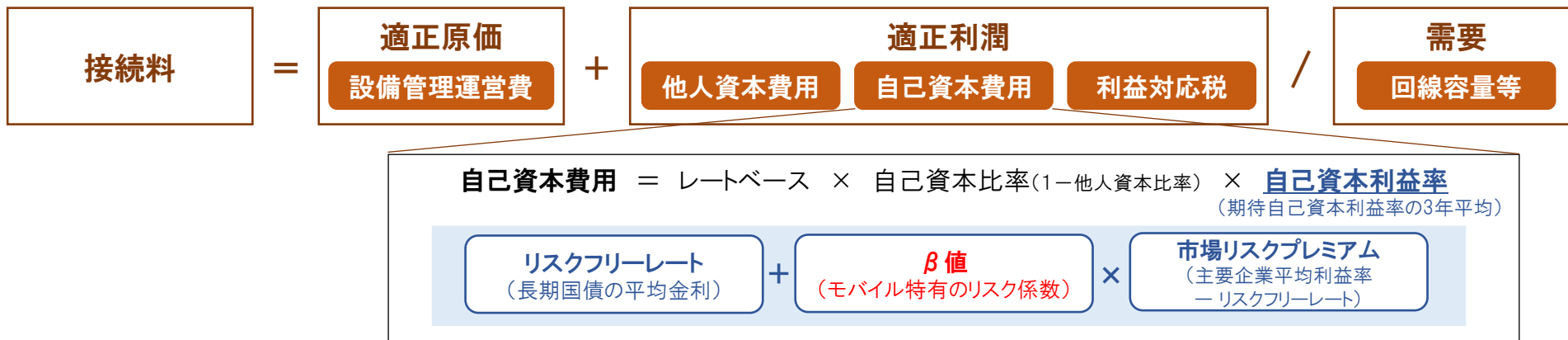
※ 2025年度の値は2025年2月末届出時の予測値

※ 2025年度の値は2025年2月末届出時の予測値

β 値に関する算定方法

◆ βの算定方法について、NTTドコモの株価βを基準とした方法を採用してきたが、NTTドコモの上場廃止に伴い、接続料の算定等に関する研究会において検討が行われ、同研究会第5次報告書において「移動電気通信事業に係るリスク」の適切な算定方法について、各社の株価を基準に加重平均することが適当とされ、2021年12月に算定方法等を定める告示の改正が行われた。

【接続料算定におけるβ】



(※)二種接続料規則第9条

4 前項のβは、移動電気通信事業(その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。)に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものととして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。

【研究会における検討】

案1	移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価β（株価から直接算定したβをいう。以下同じ。）を元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案2	各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価β、非上場の場合は親会社の株価βを元にアンレバー・リレバーしたβを用いる。
案3	複数の移動通信事業者のアンレバードβを加重平均したものをリレバーする。

移動電気通信に係るリスクは各社において大きく異なることはなく、案3を採用すると当該リスクを平準化することが可能となり、安定的なβの運用やMVNOの予見可能性等に資することから、案3を採用。

加重平均の重み付けについては、時価総額に移動電気通信事業費率を乗じた額で重み付け。

株価βの意味：株式市場全体の動きに対し、株価がどの程度敏感に反応して変動するかを示す
 数値（βが0.5ならば、TOPIXが1%上昇したときに、株価が0.5%上昇する）

$$\beta = \left(1 + (1 - T) \frac{D}{E} \right) \bar{\beta}$$

事業者の財務リスク係数

$$\bar{\beta} = \frac{1}{\sum_{O \in OS} MC_O MR_O} \sum_{O \in OS} MC_O MR_O \frac{\beta_O}{1 + (1 - T_O) \frac{D_O}{E_O}}$$

事業者の株価βの加重平均

$$\beta_O = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_{O_d} - \overline{\Delta x_O}) (\Delta m_d - \overline{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \overline{\Delta m})^2}$$

D：算定事業者の純有利子負債

E：算定事業者の純資産

T：算定事業者の法定実効税率

Os：株式会社NTTドコモ（DCM）、KDDI株式会社（KDDI）又はソフトバンク株式会社（SB）

MC_O：事業者Oの時価総額

MR_O：事業者Oの連結売上高に対する移動電気通信役務の営業収益の割合

ds：過去3年度の東京証券取引所の全取引日

x_{O_d}：事業者Oの東京証券取引所における株価の取引日dの最終価格

m_d：東証株価指数の取引日dの最終価格

$$\Delta x_{O_d} = \frac{x_{O_d} - x_{O_d \text{の前取引日}}}{x_{O_d \text{の前取引日}} \quad \text{： 株価の変化率}$$

$$\overline{\Delta x_O} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_{O_d}}{ds \text{の要素数}} \quad \text{： 株価の変化率の平均}$$

$$\Delta m_d = \frac{m_d - m_d \text{の前取引日}}{m_d \text{の前取引日}} \quad \text{： TOPIXの変化率}$$

$$\overline{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{の要素数}} \quad \text{： TOPIXの変化率の平均}$$

※ 現在の手法では変化率は日次、データ（要素数）は3年分

6. 需要

■接続料の算定等に関する研究会等におけるこれまでの議論

- ◆ 接続料の算定等に関する研究会におけるこれまでの議論において、以下のとおり整理された。
 - 事業者間で設備の冗長構成及び需要の算定方法は異なるが、各社ごとの設備運用方針の下で確保した**一定の冗長分を除いた、平時に利用可能な設備容量を需要とする**考え方は事業者間で共通。各社ごとの設備運用方針次第で需要が変動し得ることから、毎年度の接続料の届出において各社の**設備運用方針を総務省に報告し、総務省においてその一貫性を含め各社による恣意的な運用がなされていないかについて確認することが適当。**
 - 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社の設備運用方針によって異なること自体に直ちに問題があるとは認められないが、適正な原価との関係において、**設備容量が明らかに過大となっていないかについて総務省において確認**することが適当。
 - 設備の冗長構成及び需要の算定方法が各社ごとに異なることから、冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒック（1年のうち最もトラヒックが多い日の値）の比率を、**複数年度**（例えば3年度分）**にわたって確認しながら、状況を注視**することが適当。
- ◆ 同研究会第9次報告書では、主に以下の点について整理。
 - **MNOとMVNO間のPOIの冗長構成**について、MNO各社から公表資料等によりMVNOに情報提供を実施しているとの報告があり、MVNOからもMNOから情報提供があり共通理解が図れたとの報告があった。MNO各社においては、今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合等には情報の更新を行うことが適当。
 - 各社の設備運用方針について、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、引き続き確認することが適当。
 - 各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要。

■本年度の論点

- ◆ これまでの議論を踏まえ、状況を確認するとともに、更に検討すべき点がないか確認する。
 - ・ MNOとMVNO間のPOIの冗長構成については、MNOから、新たな冗長構成が可能になった等としてMVNOに対して新たな情報提供を行ったとの報告はなかった。
 - ・ 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きな変更はなく、一貫性が確保されているのではないかと。他方、一部の事業者において、「冗長分を含む設備容量」と「接続料算定の需要に用いる設備容量」との差が拡大しているところ、恣意的な運用がなされていないか確認することが適当ではないか。

- ◆ 2025年度届出接続料及び2024年度届出接続料における各社の需要の推移は以下のとおり。

<p>1. データ伝送交換機能に係る交換設備及び接続箇所並びにそれらの周辺の設備の接続構成 (※)</p>	
<p>2. 1. の接続構成における需要の測定箇所及び測定方法</p>	
<p>3. 測定箇所における設備の仕様上の性能限界値又は設定による制限値</p>	
<p>4. 需要の算定方法</p>	
<p>5. 3. と需要について乖離がある場合、控除を行うべき理由及び乖離に応じた原価の控除の有無</p>	
<p>6. 測定箇所における最繁時トラヒックの実績値</p>	
<p>7. MVNOが冗長を確保する場合の取扱い</p>	
<p>8. 予測値の具体的な計算式等</p>	
<p>9. 基礎的なものの具体的な値</p>	

<p>1. データ伝送交換機能に係る交換設備及び接続箇所並びにそれらの周辺の設備の接続構成 (※)</p>	
<p>2. 1. の接続構成における需要の測定箇所及び測定方法 (※)</p>	
<p>3. 測定箇所における設備の仕様上の性能限界値又は設定による制限値</p>	
<p>4. 需要の算定方法</p>	

<p>5. 3. と需要について乖離がある場合、控除を行うべき理由及び乖離に応じた原価の控除の有無</p>	
<p>6. 測定箇所における最繁時トラヒックの実績値</p>	
<p>7. MVNOが冗長を確保する場合の取扱い</p>	
<p>8. 予測値の具体的な計算式等</p>	
<p>9. 基礎的なものの具体的な値</p>	

1. データ伝送交換機能に係る交換設備及び接続箇所並びにそれらの周辺の設備の接続構成 (※)

2. 1. の接続構成における需要の測定箇所及び測定方法

3. 測定箇所における設備の仕様上の性能限界値又は設定による制限値

4. 需要の算定方法

5. 3. と需要について乖離がある場合、控除を行うべき理由及び乖離に応じた原価の控除の有無

6. 測定箇所における最繁忙トラヒックの実績値

7. MVNOが冗長を確保する場合の取扱い

8. 予測値の具体的な計算式等

9. 基礎的なものの具体的な値

需要に関する分析①:冗長分を含む設備容量と需要の関係

NTTドコモ

	2022年度	2023年度	2024年度	備考
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)				
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)				
②/①				

KDDI

	2022年度	2023年度	2024年度	備考
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)				
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)				
②/①				

ソフトバンク

	2022年度	2023年度	2024年度	備考
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)				
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)				
②/①				

NTTドコモ

	2022年度	2023年度	2024年度
原価（百万円）			
接続料算定の需要に用いる設備容量（Mbps）			

KDDI

	2022年度	2023年度	2024年度
原価（百万円）			
接続料算定の需要に用いる設備容量（Mbps）			

ソフトバンク

	2022年度	2023年度	2024年度
原価（百万円）			
接続料算定の需要に用いる設備容量（Mbps）			

需要に関する分析③:設備容量と最繁時トラヒックとの関係

NTTドコモ

	2022年度	2023年度	2024年度
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)			
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)			
③最繁時トラヒック (Mbps)			
③/①			
③/②			

KDDI

	2022年度	2023年度	2024年度
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)			
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)			
③最繁時トラヒック (Mbps)			
③/①			
③/②			

ソフトバンク

	2022年度	2023年度	2024年度
①冗長分を含む設備容量 (Mbps)			
②接続料算定の需要に用いる設備容量 (Mbps)			
③最繁時トラヒック (Mbps)			
③/①			
③/②			

7. その他

- ◆ その他、モバイル接続料の検証に関してMNO及びMVNOからヒアリングを行うに当たり、接続料に関連する以下の論点についても確認を行ってはどうか。



<卸電気通信役務の適正性の確保関係>

- ◆ 接続料の算定等に関する研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、**費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるが、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映**が期待され、公正な競争環境の確保の観点から、定期的な確認・検証を要望するとの意見があり、費用配賦の見直し及び激変緩和措置を踏まえ、来年度以降の接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当と整理。
同研究会第9次報告書においては、一部の事業者では音声卸料金の見直しが行われていることが確認されたが、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当とされたところ、**費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況はどうか。**
- ◆ 同研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、**5Gホームルーターサービス**について特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があった。5Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当（ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる）とした。MNO3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当としたところ、**協議の状況はどうか。**

<IMS接続の協議状況>

- ◆ 同研究会第8次報告書において、モバイル音声卸における代替性の検証について議論した際に、MNO及び一部のMVNOから、**IMS接続**における緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった。同研究会第9次報告書において、IMS接続の協議状況について確認した結果、緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった点も含め、**事業者間で協議が進展**していることが確認されたが、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当とされたところ、**協議の状況はどうか。**

なお、NTTドコモは、2025年12月に接続約款を変更し、IMS接続機能に係る接続料等を設定している。

IMS接続機能	ア 通話モード接続機能	1GBごとに	2,815円
	イ ショートメッセージ通信モード接続機能（SMS in MME）	1通ごとに	0.25666円
	ウ ショートメッセージ通信モード接続機能（SMS over IP）	1GBごとに	432円
特定接続契約者(IMS接続)回線管理機能		1契約者ごとに	25円（月額）

(参考)接続料の算定方法

- ◆ 第二種指定電気通信設備制度は、相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「接続協議における交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- ◆ 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- ◆ 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠	設備の不可欠性(ボトルネック性)	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	業務区域ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東日本・西日本を指定(1998年)	業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、 沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理・公表義務 (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理・公表義務

算定・検証の仕組み



◆ 電気通信事業法第34条第3項第1号ロの接続料を適正かつ明確に定めるべき機能（アンバンドル機能）は、二種接続料規則第4条に規定されている。

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能（注）	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続(※)した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は映像の伝送交換を行う機能（CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。） ※:L2接続のこと。
3 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

注：データ伝送交換機能は、次の3部分に区分して接続料を算定することとされている。

- ① ②及び③に掲げる部分以外のもの（単位：回線容量）
- ② 事業者が設置するその一端が特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他これらに付随するもの（単位：回線数）
- ③ SIMカードの提供に係るもの（単位：枚数）

二種接続会計「移動電気通信役務収支表」

移動電気通信役務収支表

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類		営業 収益	営業 費用	営業 費	運用 費	施設 保全 費	共通 費	管理 費	試験 研究 費	研究 費償 却	減価 償却 費	固定資 産除却 費	通信設 備使用 料	租税 公課	営業 利益	摘要
移動電気通信役務	音声伝送役務	携帯電話														
		その他														
		小計														
	データ伝送役務	携帯電話・BWA														
		その他														
		小計														
小計																
移動電気通信役務以外の電気通信役務																
合計																

(記載上の注意)

1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第3項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。
- (2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

営業費

窓口 契約申込等件数比

料金 料金請求件数比

販売 販売件数比

その他 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比

運用費 加入数比又は取扱量比

施設保全費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

共通費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比

管理費 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比

試験研究費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比

研究費償却 同上

減価償却費 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比

固定資産除却費 関連する固定資産価額比

通信設備使用料 回線数比又は取扱量比

租税公課

固定資産税等 関連する固定資産価額比

事業所税 管理部門等の人員費比

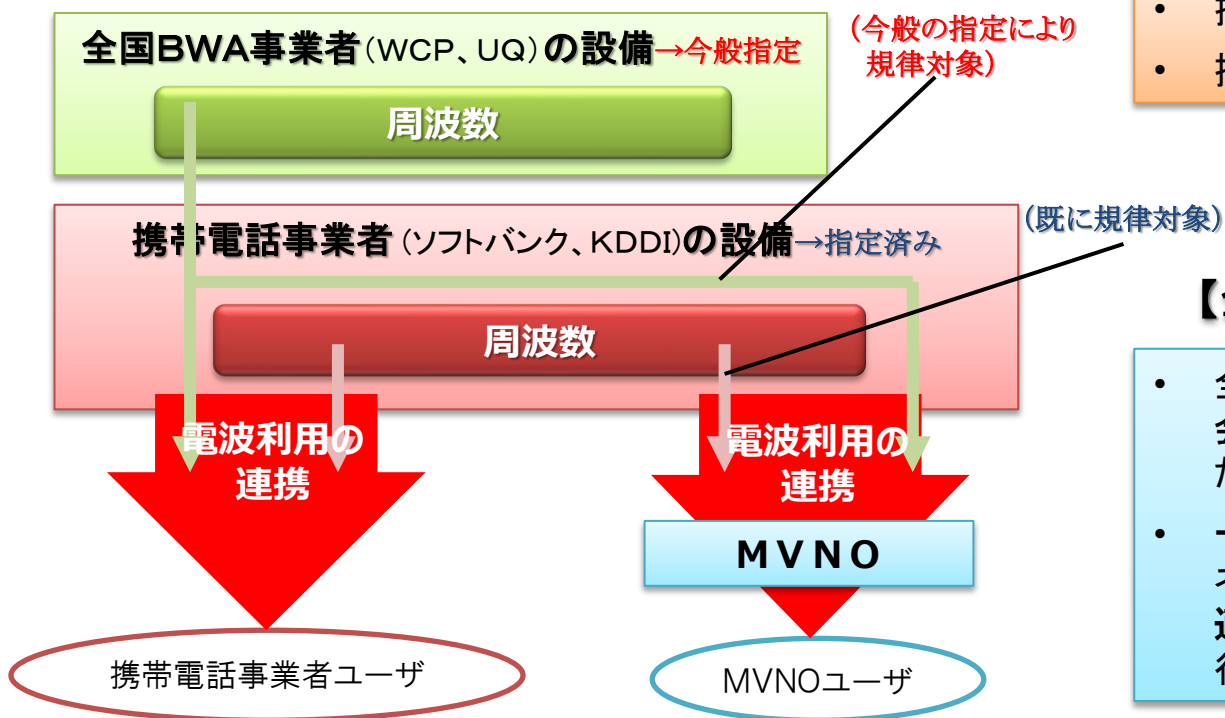
(3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

- ◆ 電気通信事業法では、設備に接続される端末のシェアが一定規模（10%）を超えるMNOに、総務大臣の指定により、接続料等についての接続約款の策定・届出義務等を課す「第二種指定電気通信設備制度」が規定されている。
- ◆ 全国BWA事業者2社（WCP、UQ）の設置する設備に接続される端末のシェアが10%を超えたため、当該2社の設備を同制度の適用対象として指定。
 - ※ 指定に合わせ、携帯電話事業者と一体の接続料算定を可能とする等の省令改正を実施。
 - ※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2019年9月27日に公布。同年12月24日に施行

【全国BWA事業者の設備を利用した「電波利用の連携」】



【指定により課される義務】



- 接続料の算定の基礎となる接続会計の整理・公表
- 接続料等を記載した接続約款の策定・届出

【全国BWA事業者の設備の指定の効果】

- 全国BWA事業者によるネットワーク提供が、接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。
- 一体的に接続料を算定する場合においても、そのネットワーク提供が、それぞれの接続会計に基づく適正原価・適正利潤により算定された接続料により行われる。

- ◆ 全国BWA事業者の設備の二種指定に併せて、全国BWA事業者は携帯電話事業者と一体となって「電波利用の連携」を実施している実態に鑑み、二種接続料規則において、複数の二種指定事業者による接続料の共同設定に係る規定を整備（令和元年12月24日施行）。
- ◆ 併せて、複数事業者の設備の一体運用に係る標準的接続箇所の扱いに関する規定整備（事業法施行規則）、全国BWA事業者音声伝送役務に係る規定を適用しないことの規定整備（二種接続料規則）も行っている。

接続料の共同設定方法（二種接続料規則）

- ① 複数の二種指定事業者が、機能をこれらの設備により実現する場合、当該複数の二種指定事業者は、総務大臣の承認を共同して受けた上で、当該機能に係る接続料を設定。
- ② 「接続料の算定事業者」は、当該機能に係る接続料について、自らの接続会計及び他の事業者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する方法により設定。
- ③ 「他の事業者」は、当該機能に係る接続料について、「接続料の算定事業者」の設定したものと同額として設定。

<留意点>

- ・ 総務大臣の承認に当たっては、接続料の算定事業者に他の事業者が適切に協力することになっているか等、接続料の共同設定が適切に行われるものであるかを確認（MVNOガイドライン）。
- ・ 総務大臣の承認を受けた複数の二種指定事業者は、承認に係る機能の概要、接続料の支払い方法、責任の分解を接続約款に定めなければならない（二種接続料規則）。
- ・ 複数の二種指定事業者が、機能をこれらの設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができる（MVNOガイドライン）。

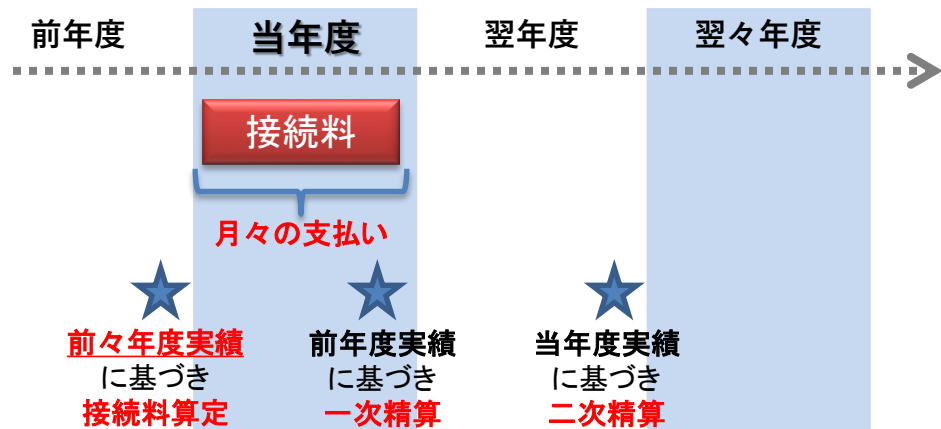
- ◆ 従来、データ通信接続料は、過去の実績（原価、需要等）に基づく「実績原価方式」により算定。
- ◆ MVNOにおける予見性確保、キャッシュフロー負担軽減を図り、公正競争を確保するため、2020年度から、合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定方式を導入。

※ 関係省令等は、情報通信行政・郵政行政審議会での答申を経て、2020年1月27日に公布・施行。

「実績原価方式」(2019年度まで)

過去の実績に基づき、接続料を算定。

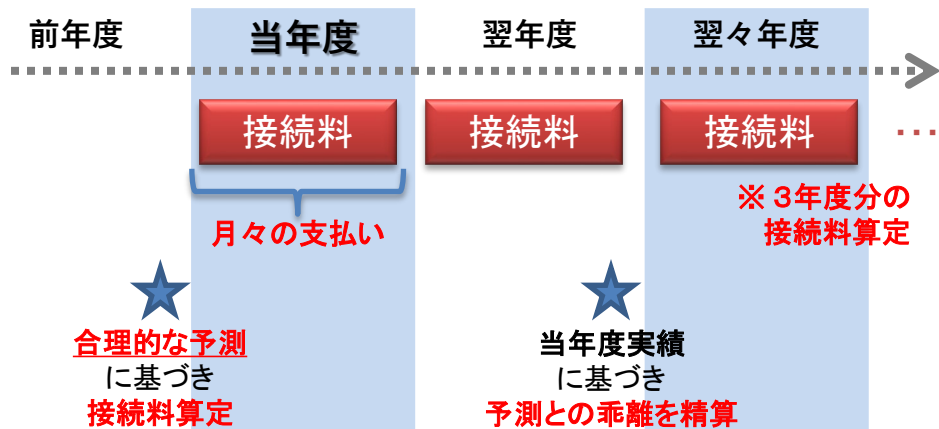
- ① 予見性が確保されず、原価管理に支障。
- ② 接続料の低下局面では、相対的に高い接続料による支払いを要し、過大なキャッシュフロー負担。



「将来原価方式」(2020年度以降)

合理的な予測に基づき、接続料を算定。

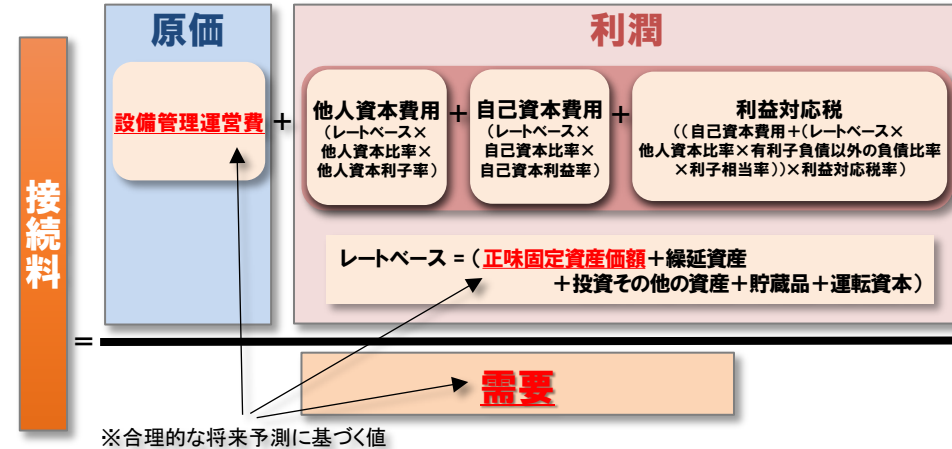
- ① 当年度の接続料の予見性が確保される。
- ② キャッシュフロー負担が軽減。
- ③ 複数年度の接続料が算定されることで、予見性の一層の向上が期待。



将来原価方式による接続料算定方法

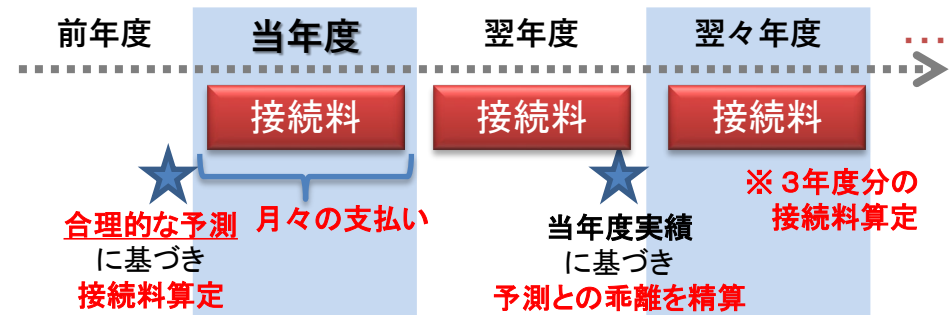
1 算定方法

- 「将来原価方式」は、接続会計等を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、**接続料が適用される年度に係る予測値に基づき、当該接続料を算定する方式。**
- 原価である「**設備管理運営費**」、利潤算定に用いるレートベースの太宗を占める「**正味固定資産価額**」及び「**需要**」の3項目について、それぞれ、**合理的な将来予測**を行うもの。



2 算定対象、算定期間等

- 算定対象は、データ伝送交換機能のうちの**回線容量単位接続料**及び**回線数単位接続料**。
- 算定期間は3年で、1年度目、2年度目及び3年度目の**3つの予測接続料を設定**。さらに、「実績原価方式」により**精算接続料を設定し、予測接続料との差額を精算**。



3 予測と実績の乖離への対応

- 具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられているところ、**予測と実績の乖離のMVNOの経営に与える影響をなるべく小さくする観点から、次の措置を実施。**
 - ✓ **接続料の届出時期**について、予測接続料は2月末まで、精算接続料は12月までと**早期化**。需要の対前年度比の開示時期も早期化。
 - ✓ MVNOが自らの努力により乖離を予想できるよう、**予測値の具体的な算定方法、予測接続料と精算接続料の原価、利潤及び需要の乖離率等を情報開示対象に追加**。
 - ✓ 予測値の算定方法について、MVNOガイドラインにおいて、**過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における見込みを適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる旨規定**。
 - ✓ 予測値の算定方法の適正性について、**総務省において、審議会への報告等を通じて毎年度検証**。